

第九十一回国会
衆議院
内閣委員會議
録第三号

昭和五十五年二月二十一日(木曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 逢沢 英雄君

理事 唐沢俊二郎君

理事 岩垂喜喜男君

理事 新井 彬之君

理事 吉田 久之君

理事 麻生 太郎君

理事 三枝 三郎君

理事 田名部匡省君

理事 森 美秀君

理事 石橋 政嗣君

理事 木原 実君

理事 鈴切 康雄君

理事 瀬長亀次郎君

出席國務大臣

國務大臣

(總理府總務長官)

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣總理大臣官房審議室長

内閣法制局第一部長

内閣法制局第二部長

内閣總理大臣官房管理室長

宮内庁次長

皇室經濟主管

防衛庁參事官

防衛庁裝備局長

防衛施設庁施設部長

森山 武君

倉部 行雄君

多田 欣二君

中野 晟君

山本 悟君

清水 汪君

味村 治君

守君

通彰君

委員外の出席者

沖繩開発庁總務局長

外務省北米局長

宮内庁長官

宮内庁書院部長

宮内庁管理部長

法務大臣官房官

外務大臣官房儀典官

大蔵省理財局國有財産第一課長

大蔵省理財局國有財産審査課長

文部省初等中等教育局教科書檢定課長

文化庁文化部長

建設省都市局公園緑地課長

自治省行政局行政課長

自治省行政局振興課長

内閣委員會調査室長

美野輪俊三君

淺尾新一郎君

富田 朝彦君

福留 守君

小幡祥一郎君

増井 清彦君

荒 義尚君

田中 泰助君

安部 彪君

上野 保之君

安藤 幸男君

田辺 昇学君

中村 瑞夫君

木村 仁君

山口 一君

江崎 眞澄君

始関 伊平君

荒松清十郎君

坊 秀男君

矢野 絢也君

同日

荒松清十郎君

江崎 眞澄君

始関 伊平君

坊 秀男君

矢野 絢也君

市川 雄一君

三枝 三郎君

麻生 太郎君

上草 義輝君

住 栄作君

市川 雄一君

補欠選任

二月十九日

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○木野委員長 これより會議を開きます。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 まず最初に、法案について若干お尋ねをさせていただきます。

申し上げるまでもございませんが、今回、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の改正案が提案をされているわけですが、もちろん、提案理由の概要説明の中でも改正点につきましてはある程度説明がなされておりますし、また、今回の改正法案の提出は、相当日時がたっていることもあって、改正をする必要性等については一応納得

し得ないこともないわけですが、改めて、今回の皇室經濟法施行法を改正するに至った理由なり内容等をいまいし明確にさせていただきたいと思ひます。

○富田説明員 お答えいたします。

定額改定の理由はどうかというお問い合わせでございますが、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額は、委員御承知のように、皇室經濟法施行法第七條及び第八條の規定によりまして、現在それぞれ一億九千万円及び千七百六十万円となっております。

これらの定額は、三年前の昭和五十二年四月に改定されたものでございますが、その後の經濟情勢、なかんずく物価の趨勢及びこの間三回にわたりました国家公務員給与の引き上げ等の事情を考慮いたしまして、法案といたしましては、内廷費の定額を二億二千百万円、皇族費算出の基礎となる定額を二千四百万円にしようとするものでございます。

この内廷費及び皇族費の定額の改定の基準と申しますか、これにつきましては、昭和四十三年の十二月二十六日に開催されました皇室經濟に関する懇談会におきまして、それまでのいろいろな諸状況を検討されました結果、原則として物価の趨勢、職員給与の改善などによつて算出される増加見込み額が定額の一割を超える場合に実施するということが了承をされまして、自來、この基準によりまして、必要の生じた都度に改定をさせていただいておる次第でございます。

この内廷費なり皇族費なりというのは、いま申し上げましたように、施行法によりましていわば法定をされておるわけでございます。そういうことで、物価にスライドするというような形ではなくて、できる限り安定した姿でそれぞれの費用を定めていただく、そういう意味で、ぎりぎりまで皇室の方々の御工夫を願うということをいたして

おるわけでございます。

しかし、いま申し上げましたような状況から本年の状況を考えますと、今回の改定は、消費者物価指数というものを、過去三年間のものを見ますと一六・九%、累計になるわけでございますが、一六・九%の上昇を示しております。また、三回の給与改善は、人事院勧告でございますが、昭和五十二年が六・九%、以下毎年三・八四、三・七〇というような改定が行われてまいりまして、その姿を推算してみますと一五・一三%の上昇に相なるわけであります。こういうような姿を、先ほど申し上げました一つのルールと申しますか、基準に照らして算出をいたして見ますれば、内廷費につきましては、先ほど申し上げました二億二千百万円、それから皇族費につきましては二億四千百万円、こういう姿に相なるわけでございます。

しかし、先ほど申し上げましたようにぎりぎりまで御工夫を願つて、どうしても何とか措置をしていただかなければという事態においてお願いをするわけでございますが、この五十五年度の様子を見ますと、財政、経済の事情もいろいろ複雑深刻な面もございます。また、それが国民生活の上に反映するということもございますので、本年度に限りましてその定額の変更の実施を半年間繰り下げるといふような算定をいたしまして、内廷費につきましては二億五百万円、皇族費については千九百万円、こういう数字をお願いをいたしておるのであります。

それぞれの現行定額に對する増加率を申し上げますと、内廷費につきましては七・九%の増加率でございます。皇族費は八・〇%の増加率、かように相なっております次第でございます。

○上原委員 いまいろいろ御説明がございましたが、理屈といふか、理論で言うとおおむねそういうことかと思つた。また、今年度については特に若干の御配慮もしたということですが、これも理解できないわけではございません。そこで、いまも御説明がございましたが、この皇

室経済懇談会というのは現在はどうなつてゐるのか。昭和四十三年にこの懇談会で、内廷費やあるいは皇族費については原則として物価の趨勢、職員給与の改善等がなされた場合を考慮して、おおむね一定の割合の上昇があつた場合は改定をするという一定の方針をそれ以後持つたというところで、今回の改定に当たつてもそういう経緯を踏んでおやりになったのかという点が一つ。

もう一つ、いまパーセンテージで内廷費あるいは皇族費の改定の率をお示しになつたわけですが、それぞれ七・九、八・〇ということでしたが、これは今年度に限つた数字ではないでしょうか。この二点、改めて確かめておきたいと思つた。

○富田説明員 お答え申し上げます。

ただいまのどういふ手順を踏んで改定をお願いをいたしておるかということでございますが、定額の改定を必要とするか否かということにつきましては、皇室経済会議、これは皇室経済法に規定をしてございまして、総理大臣が議長になつて、両院の議長、副議長、それに大蔵大臣、それから会計検査院長、それに宮内庁長官、こういう形で皇室経済会議が構成されておりますが、この議を経るを要するという規定に相なつております。毎回の定額改定につきましては皇室経済会議において御審議をお願いして、定額改定しかるべしという御意見を会議の決議といたしまして内閣に送付をし、内閣はそれを決定をいたしまして国会に報告をする、こういう手順でございます。今回お願いをいたしております改定に関する皇室経済会議は、昨年の十二月二十日に開催をされ、この定額改定について改定すべしという決議をなされたわけでございます。

なお、いまお尋ねがございましたが、皇室経済に関する懇談会というのは一回、昭和四十三年に開かれております。これは先ほど申し上げましたような定額改定のルールというものをきちんと一応定むべきじゃないかというように、それまでのいろいろな諸データを整理をされて、先ほど申し上げたような一つのルールというものを

一応決められた。たしかその時点においては、あわせて各皇族の邸邸等について整備、補修を要するものについてはそういうことをきちんとやるべきじゃないかという御議論もされたかと思つたが、これは決議とかそういうものではございませぬ。

それから、五十五年度のパーセントについて申し上げましたが、総体のパーセントを申し上げますと、内廷費の二億二千百万円、これは現行定額に對しまして一六・三%の増でございます。それから皇族費の二億四千百万円は一五・九%の増という数字に相なつております。

○上原委員 なぜいまの二点を確かめたかという、それなりの理由もほくはあつたわけですね。七・九、八・〇とあたかも低く抑えたということなんです、実態は全体、トータルとしてはそうじゃない。

そうしますと、皇室経済会議というのはもちろん皇室典範に規定をされております。この皇室経済会議には総務長官は参加してないですね。

○富田説明員 参加されております。

○上原委員 そうしますと、内廷費あるいは皇族費を改定する場合には総務長官の意向はどうなるのですか。

○富田説明員 内廷費、皇族費をいろいろ改定を要するや否や検討をいたします過程におきまして、これは一つは、そういう法律の経済施行法の改正ということと、それから予算案にこれをお願いをするという二つの道になるわけでございます。そのいわば研究の過程、いわば最終段階の過程におきまして総務長官等にもいろいろ御説明を申し上げ、御意見を承るということの措置をいたして、一応行政上官内庁を監督される立場にある総務長官の御意向を反映したい、こういうことをいたしております。

○上原委員 これは以前にも問題になつたわけですが、宮内庁は一体総務長官の指揮監督権のもとにあるのかないのか、ほくはそれは是非は余りお尋ねするつもりはないわけですが、これは若干矛盾

点がありますね。その点を指摘しておきたいと思つた。たしか皇室経済懇談会には総務長官も入つて懇談をした経緯はあつたと思つた。直接といひますか、機構上から言うに総理府総務長官の管轄下にあるが、この内廷費や皇族費を決める場合においては直接総務長官が参与、参画できないという現在のあり方というのは、もちろん、それはいまお答えがあつたように意見を求められ、あるいは御意見を聞くということは当然おやりになつてゐるかと思つたのですが、疑問点があるという点を指摘しておきたいと思つた。

これは総務長官の見解を聞くまでもないと思うのですが、以前からその指摘があつたという点も含めて、改めて問題提起——問題提起というほどのことでもないかもしれませんが、しておきたいと思つた。

そこで、五十二年の四月一日に改定をしてそれから今回です、その間におおつしやつたように物価が相当上昇をした、また公務員関係の方々の給与もこの三年間にかなりといひますか、一定のペースアップがなされたといふようなことからすると、確かにその必要性といふものは肯定するといふわけにはいかないう論理になるわけですが、問題は、その内廷費や皇族費を決める基準といふものがきつて不明確であるといふことですね。これはよく言われるように、お手元金などからもちろん税金の対象にもなつてないし、どういふふうにお使いにならうがそれは御自由だといふことになると、われわれとしては若干疑問点が残るわけですね。基準といふものが定かでない、ここいらはどうお考えなのか。もし何か明確な根拠なり、いまお述べになつた以外に、これだけの生計費といふかあれがかるのだ、だからこういう改定が必要なんだといふものがあれば、お聞かせいただきたいと思つた。

○富田説明員 昭和四十三年にいろいろ御議論をいたされました際、その詳しい速記録というものは残つておりませんが、当時の関係者のいろ

いろいろな状況の報告を聞いてみたりいたしまして感じましたことは、それまでに、昭和四十三年でございまして、もう二十三年間の御生活の積み上げがそこにあつたわけでございます。そういうことをいろいろ分析をされ、そしてそこに何かルールを見つけた方がいんじゃないかというようなことから、いろいろ御研究をいただいたと承知をいたしております。

御案内のように、内廷費で例をとりますと、皇室が私的な契約によりまして雇用いたしております人が、ときに欠けたりいたすことはございまして、けれども、おおむね二十五人、これを雇用いたしておるわけでございます。これは全員がいわゆる常勤の形ではない、一部非常勤のような形のものもおりますけれども、そういう職員を抱えておるところに、この人たちにつきましてはやはり国家公務員に準じた待遇をしてあげることが大事なことと存じておるわけでございますけれども、こういう方々に要する人件費というものが相当の部分を占めております。三三・三三・三三の割合を全内廷費のうち占めておるわけでございます。そういうことからいたしますと、どうしてもいわれる国家公務員の給与改善状況というやうなもの要素を織り込むということも必要であるというふうに考えられたことには、私は何かそこ一つ一つの筋道が感ぜられるのでございます。また、それ以外のいろいろな諸経費につきましては、やはり物の購入というやうなことも相当ございまして、そういう面から申しますと、物価というもののがそこに反映してくるということも、これは一つの筋があるように存するのであります。

そうした要員を抱えていないということでありますれば、その二つの——いわゆる公務員の給与改善というものはあるいは物価とある程度の連動性を持っているという場合もありましようと思存しますが、そういうやうなことから、やはりそういう公務員に準ずるやうな待遇をしようとしておる職員を抱えておるということ、いま申し上げたやうな二つのルールというやうなものが私は現実

に今日働いていることに意味があると考えておる次第でございます。

○上原委員 その点はなかなかこう明確にそうでしかと言えぬ御説明でもないやうな感じがするわけですが、仮に内廷職員の給与が三三・三三・三三を占めているにしても、二億二千万円、約六千万程度ですよ。そのほかはその他の内廷費というふうにお使いになられる。そこいらの基準というもの、これはやはりもう少し明確にする必要があると思ふのです。その点を申し上げておきたいと思ひます。それと、後ほどちょっとお尋ねしますが、内廷費と官廷費のこの使い分けの問題、これも以前から議論がなされてきたことですので、そういう点をあわせてわれわれとしてはもう少しすっきりした形を今後とるやうに御検討をいただきたいという点を申し上げておきたいと思ひます。

時間の都合もありますので次に進みますが、天皇の最近の公務といひますか、日常の御状況、そういう点についてひとつ御説明をいただきたいと思ひます。いろいろといひますか、若干の資料を手に入れて、宮内庁要覧あたりにも出されておるわけですが、非常にお元氣であるということ結構なことですが、相当お年を召されていることは事実であります。最近のそういった公務に携わる状況なり現在の天皇の御身辺というものがどういう状況なのか、国民にはなかなかわからぬ面もある。こういう機会ではないとお聞かせ願えない面もありますので、せつかく宮内庁長官おいでですから、御説明できる範囲でひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○富田説明員 天皇陛下の御健康状況について簡単に御報告を申し上げたいと思ひますが、ただいま七十八歳におなりでございます。この四月二十九日のお誕生日を迎えられますと七十九歳、こういうお年でございます。いまおつしやられまして、社会一般のあれから言ひましても相当御高齢でございます。しかし、御健康状態は、私どもが常日ごろいろいろの機会に拝見をいたし

まして大変にお元氣でございます。いわゆる持病と申しますか、そういうものはお持ちになつておられない。これはお若いころからの節制が効いておられるのかどうか、私はその辺はつまびらかでございせん。ただ、最近は一、二新聞でござんになったかとも存じますが、軽いかぜを召されることがございます。その程度でございまして、非常にお元氣にいろいろな御公務をこなしておられ、また、それをこなされることに非常にいろいろ気配りもなされますと同時に、そういう御活動そのものに非常なお喜びをむしろ持たれるという風情も拝察されるわけでございます。

陛下の御公務の状態でございますが、あるいはもう資料をお手元にお持ちであろうかと存じますけれども、これは日本国憲法に定めます国事に関する行為があるわけでございますが、これは憲法三条によりまして、この国事に関する行為はすべて内閣の助言と承認に基づいて行われるわけでございます。具体的には、六条、七条について内閣が閣議決定をされまして、これを書類としてお手元まで送付されますものを、毎日、宮殿あるいはいろいろな行事でお忙しいときにはお住まいの方にお持ち帰りになりましてごらんになった上で、それぞれの御署名なりあるいは裁可なりの印を押されることをみずからされておるわけでございます。

これらの昭和五十四年度の例を一応総括してみますと、いま申し上げました中の、一々法律の公布とかいふやうなことを項目を挙げませんけれども、約九百件の書類がお手元に上がつてまいっております。

それからその一方、いわゆる行事としましては、国事行為としての儀式というふうに関連決定を受けておられます新年祝賀の儀がございまして、その他国事行為に関連した儀式として総理、最高裁長官の親任式あるいは認証官任命式とか外国大使の信任状の捧呈式というやうなものがございまして、これは年間通じて約四十数回でございます。そのほかには、いわば象徴としてのお立場か

ら催される儀式、行事、外国の首脳あるいは元首というやうな方々との御会見、茶会あるいは謁見、拝謁というやうなことを通じまして昨年は二百四回。それから外国元首その他との御親電の交換というものが五百件でございます。

こういうことに関連しまして、さらに宮内庁の内部の処理としまして、陛下にいろいろな書類を差し上げるといふことも相当の数に上つておるわけでございます。

さらに、いわゆる行幸といふことでございますが、国または公的団体が催す式典に御臨席になられるというものは、国会開会式等でよく御存じと存じますが、そのほかには学士院賞の授賞式とかあるありますとか国体、こういうやうなものに行幸になつておる、こういう御活動がございまして、このうち平均しますと、一日に相当のものが集中するやうな日もございまして、私どものメモ、日程表を見ましても、そういうことに関連して、いわば一日おきぐらいに非常に大きな行事があるというやうな状態でございまして、非常に元氣におこなひになつておられるやうに拝見をいたしております。

○上原委員 それは時折、新聞なりあるいはその他の報道を通して天皇が御丈夫であるということ、お元氣であられることはわかるのです。しかし、天皇とて人間ですから、かなり高齢でこれだけの御公務、御公務を遂行するのは並み大抵でないといふことは常識的に判断もできるわけで、これは後ほどお尋ねします。

そこで、いま御説明があつたことについては、先ほど申し上げましたこの要覧でも、五十四年度あるいはそれ以前のものも大方似ているやうですが、あります。国際情勢についていろいろ各界といひますかその筋の人から御進講を受けるとか、帰国後の大公使からの外国の事情についてのお話とか御説明を受けるとか、産業界の現状とか経済問題、自然科学の關係なども大体回数なども書いてあります。それはそれなりに慣例としてと

いいですか、慣行となっている面もあるかと思うし、また国事行為あるいは公的行為というような、よく議論される範囲でいろいろ天皇が公務に携わることあり得ることで、その辺について私たちはとやかく言うつもりは毛頭ございません。

そこで、これらの記録の表に出ないあるいは拝謁とか接見といいますが、そういうことで以前にも問題になったこともあるが、かつて統幕議長は天皇の認証官にすべきだというような発言をして物議を醸した方もあった。最近では自衛官幹部の天皇との接見といいますが、こういうことは年間どのくらい行われておられるのか、これまでの実態をひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○富田説明員 自衛隊幹部の拝謁でございますが、これは昭和四十年から行われておりまして、年一回でございます。これは防衛庁から申請があるわけでございますけれども、年一回か、いわゆる幹部会同の様子には存じませんが、そのいずれかの幹部会同の折にいはば拝謁を申請をしましてまいる。それを受けてまして、その拝謁が行われるわけでございます。

拝謁という問題に関連してちよつと敷衍をいたしますと、皇居において天皇陛下にお目にかかるという例を挙げますれば、先ほども抽象的に申しました拝謁というのは大体百回から百十回ぐらい。これはしかし勲章とか褒章とかいうことになりまして、一回に参加される方は相当の数に上る場合もございますけれども、そういうような場合とか、あるいは外国諸国への赴任大使夫妻の拝謁、こういうこともございますし、また文化功労者あるいは国会関係では衆参両院議長、それから常任、特別委員会双方の委員長等の拝謁、お茶等もござ

います。

この自衛官のあれに似た形のものとしましては、裁判官、地裁の所長等が年に数回東京で会同が行われるようですが、地裁、家裁の所長会同の折に同じようなことが行われております。

また、検事正等の会同についても同じことが行われているわけでございまして、行政官庁のそういうことの一環として昭和四十年から、一、二回欠けたことがありますが、年一回そういう機会に申請をお受けして拝謁ということが行われている、こういうことでございまして。

○上原委員 そこまで宮内庁長官が一々弁護していただかないでも結構なんです。私もこれは前にもお尋ねしたことがあって、確かに、いま裁判官とか外務省高官とか、そういう方々がお目にかかるのはあり得ることで、この件はきょうは主要な質問の内容でありませんので、内容だけにいたします。

そうしますと、もう一遍確認をしておきたいのですが、年一回幹部会同ですか、そういうことでお会いになる。そのメンバーとか氏名、そういうことは全部防衛庁が推薦するわけですか、数も含めて、そこらはどうですか。

○富田説明員 ちよつと多少のことはあるようでございますが、毎回大体六十名くらいでございます。氏名その他といいますが、推薦は全部防衛庁でございます。

○上原委員 数もだんだん多くなっているみたいですね。その事実関係だけを明確にしておきたいと思ひます。

次に進みます。天皇家であつても庶民であつても大要祝福すべきといいますが、お祝いすべきことだと思ひますが、子供や孫が成長して成年に達するということは結構なこと、最近新聞報道でもかなり取り上げられておりますが、浩宮様が、この二十三日といいますが、あさってですか、成年式をお迎えになるということが報じられております。

そこで、これについては、天皇家といいますが、私的にお祝いをするということはあり得ることな

これは事実なのか、あるいはまたどういふふう

○富田説明員 お答えいたします。

この成年式というのは、御家内のようにいわゆる元服の制に当たるもので、民間の慣習、習俗と共通する面もございまして。しかし、皇室では八世紀のころからこの制度が始まつておりまして、九世紀の清和天皇のころにいわゆる成年式の制度が確立をしておられるわけでございまして。

いわばそういう意味の伝統的な儀式ということ、天皇、皇族の御成長に伴う通過儀礼の一つというふうに考えられるわけでございしますが、このたびの浩宮殿下の御成年は、いま申しました成年式の意味といふもののつとりまして、御本人に對する、成人になられたことの自覚を深め、いわば皇族としての今後の御行動といふものを十分

一面でございます。

同時に、現行の皇室典範は天皇、皇太子の成年は十八年と規定してあるわけでござい

ます。旧皇室典範は当然そこは規定してありますが、さらに加えて、皇族の成年は満二十年と書いて規定してあります。現行の典範はその皇族の部分

受けて、国のいわば国事行為たる行事ということ

○富田説明員 いま申し上げましたような浩宮の

皇室における身位ということに関連をいたしまして、いわば公的な行事、こう觀念をいたすのでござい

ます。しかしながら、その中に三殿に奉告をする儀とか、あるいは浩宮が学友あるいは恩師、昔いろいろ世話になつた方々、こういう方々を招き

ます。私的な事柄でございます。したがって、それは私的な事柄でございます。したがって、それは私的な事柄でございます。したがって、それは私的な事柄

も明らかにいたしておるところでございます。いわゆる公的な行為に当たる部分は、五十四年度の予算に約五百五十万円が計上をされておるところ

でございます。いま申し上げた私的な部分、これについてはいわゆる内廷費、お手元からそれに要する金を工夫される、こういう形になっており

ます。

ます。

○上原委員 その公的な行事という場合ですが、それは何に基づくのですか。皇室典範に基づくのですか。どういう根拠に基づいての公的な行事なのか。そこをもう少し明らかにしていただきたいと思うのです。これは天皇の公的な行事じゃないわけでしょう。どこの公的な行事ですか。宮内庁のですか。

○富田説明員 いま仰せのように、これは天皇が御主催される行事という性格ではございません。阿親殿下、つまり皇太子殿下御夫妻がいわば主催をされることでございますが、同時に、おじい様おばあ様としての両陛下がそれに参加なさってやられるわけでございます。したがって、当然、国事行為たる陛下が取り仕切られる行事、儀式、こういうことには相ならないことは明らかでございますが、両陛下も御参加になる、それで皇太子殿下がとり行われる、そういう意味で、これは皇室の公的な行事と私どもは観念をいたしております。

○上原委員 ですから、皇室の公的な行事という場合——これは皇室という立場で私的におやりになるということに私は物を言っているわけじゃないわけですよ。しかも、その公的部門については五十四年度予算でたしか五百五十万、五百万以上の予算も計上されているわけです。内廷費も一応二億二千万今度改定するとやる。本来なら成人式とかあるいは子供の誕生日を祝うのは私的な行事です。さらにまたこれに対して公的な行事だ、あんな説明ではまだ私は納得できません。さらにこれは予算の多い少ないの問題じゃないと思うのです。それをあたかも国家行事みたいに今度大宣伝をこの二十三日にやるわけでしょう。そこは宮内庁は実際どのようにお考えなんですか。公的部門と私的な部門を予算の分担についても区分けをしてあるのだと言っているのですが、それは実際には総額ではどのくらいかかって、私的な部分は幾らで、公的部分は五百五十万円くらい計上している、それは内廷費から出るものもあるのですか。

○富田説明員 いま言葉が足らなかったかとも存じますが、公的な行事ということに対して国の予算として五百五十万円、これはいわゆる宮廷費でございます。それから、お手元金、内廷費から約七百万金という金をこのために一応準備をし、支出をいたしておるところでございます。合わせますと千二百数十万円、こういうことかと存じます。

○上原委員 一応そういう区分けはやっておられるということなんで、お答えの上では理解できますが、確かに浩宮徳仁様が第二継承者であられる、そういう意味では成年になられるのでお祝いをしたいという宮内庁のお考えも否定はいたしません。しかも、さっきもありましたように、八世紀、九世紀の時代からこういう儀式をやってきたのだからそれですとこれからもやっていくのだ。しかし、われわれからしますと、いまの新憲法ができた後は、皇室なり皇族のあり方、天皇の地位も完全に変ったはずなんです。そうであるならば、そういう現行憲法下に見合うようなものといえますか、適応するような方向に皇室なり皇族の生活といえますか、そういった儀式といふものも簡素化すべきものは簡素化していく、国民にもっと全体的理解が求められるような方向にやっていくというのが本来のあり方じゃないのか、そのことを指摘しておきたいわけです。ますます華麗になり華美になっていく傾向がますます強くなっているでしょう。それを天皇を神格化していくと。そういうことにつながらないのかどうか。それが当然視されるような感覚が私たちは今日の政治の世界でやはり問題だと言っているのです。この点について何かお感じの点がありますか。私は本当にそう思うのだ。

○富田説明員 いま上原委員のそういうお考えにつきましても拝聴したのでございますが、私どもも、これはやはりいまの憲法のもと、また、一つの時代の進展の現状というものを踏まえまして、いたずらに伝統にこだわるということではなくて、簡素化すべきところは簡素化し、そして一般の国民

とのつながりというものを十分心にとめ置いて事柄を進めていきたいと努力はいたしております。

その意味で、先ほど挙げました八世紀、七世紀ということとは、何もそれをそのまま現実に踏襲したいとかそういうことではないのでございまして、そういうような意味を持つていられるものである。今日そういう成年になられる皇族の自覚を求め、そしてつづきな、憲法が予想しておる皇室の一員となつていただく、それをまた国民にも知つていただく、こういうつもりでございます。したがって、これをはでに宣伝するといふつもりは毛頭ないのでございますけれども、どうしてもいろいろな角度からそういうものがあるものと存じますけれども、私どもの気持ちはそういう気持ちでございます。

○上原委員 そこはいろいろ受けとめ方といえますが、戦後の戦争体験あるいはその政治風土、そういう面での違いもあるかと思うのですが、私は、元号問題この方いろいろの動きを見えますと、現行憲法下における天皇の地位、天皇のあり方、あるいはそれを取り巻いている権力構造といふか、そういうものをながめてみますと、やはり旧憲法下、明治憲法下における実態と何ら変わらぬ、むしろその方向を強化をしていくこうとする面が非常に色濃く出ているという点だけを改めて指摘しておきたいし、この種の問題もかえって逆効果になりますよ。その点はよく御配慮いただきたいと思ひます。

そこで、この儀式の模様について何か生中継というか実況放送をするというのでもすでに計画されているというのですが、これは宮内庁が御計画なさつたのですか。どういう立場でやるわけですか。そこも確かめておきたいと思ひます。

○富田説明員 これは宮内庁がやるというよりは、そういう場所、その他報道室等に使ひ得るような場所があるものでございますから、宮内庁がそういうものを提供をするということでございます。むしろこれは一般の報道機関の強い要望に

こたえた、こういう形でございます。

○上原委員 次にあと一点。これとの関係もあるわけですが、先ほどの天皇の御公務の状況なり、相当御高齢であられるというようなこと、また今度の浩宮様の成年式を迎えた、まあ言えばお孫さんですよ、お孫さんが二十歳になったということ。そういう面からしますと、いろいろ憲法上も皇室典範上も、実際問題として摂政を置くことができるわけですが、また記録を見てみましても、たとえば現在の天皇の場合は、大正十年の十一月二十五日に摂政に御就任をなされている記録もかつてあるわけです。もちろんそれは、その都度都度の、ときどきの天皇の御健康の状況、いろいろな社会情勢、政治状況にも影響された面もあると思うのですが、いま直ちにでないにいたしても、宮内庁として摂政というものを、これもかねがね議論されてきたことなんです、私がさばり言わせていただければ、そろそろお考えになつてもいい時期ではなからうかというのを思うわけです。この点について御検討なさつたこと、あるいは何かお考えがあれば聞かせていただきたいと思ひます。

○富田説明員 先ほど申しましたように、また委員もいま申されましたように、陛下は御高齢ではございますが、大変お元気であられるという御状況でございます。

摂政についてのお尋ねでございますが、これは法律上に規定された制度として、そういう意味ではいろいろ研究はいたしておりますが、御案内のように、皇室典範第十六条に規定しております文言を読みますれば、ここに書いてある表現では「天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないとき」こういう言葉をかぶせておられます。重患である上に国事に関する行為をみずからすることができないとき。非常に一般的なあれを考えますと、そういう天皇の意思能力というものが、みずからのことをいろいろ決し得ないというよう

な状態が現出したときに、制度としては摂政

を置く、こういうことだと存じます。そういう意味から申しますと、いまの時点では、そういうことを具体的な問題として考えるという気持ちは持っておりません。

いま一つ、国事臨時代行というのをご存じます。これはしかし、いまの陛下がみずからの意思によつて外国旅行をされるとかというような、いわゆるこれに比べますと軽い事項でございますが、そういうようなときにみずからの意思で委任をされるということでございますので、これも一応規定として、二回の外国御旅行の際に発動されなければいけません。いま直ちにそういう状況ではないように存じております。しかし一面、いま委員も御指摘のように、御高齢ということの御負担というものの、もしできるところがあるならば、その御負担というものを少しでも軽くして差し上げる、そういうことが私どもの務めだと存じております。なかなかかはばかしいことにはいかなないのでございますけれども、いろいろ地方からお成り願いたい、あるいは都内でもそういうのが多々ございますが、定型的なもの等については、陛下ではなくて、何とか別な方におかわりいただくというような形で少しづつは私どもも実現をさせておりますが、さらにそういう気持ちを十分深めて補佐申し上げたいと考えております。

○上原委員 まあ御心中はお察しいたわけですが、地方からおいで、おいでという声もあるというが、沖縄へのおいではお断りしますの……。

それで、余り御無礼なこともこれでは言えないようなことなんです、もちろん国事行為の臨時代行については、これまでもいまの皇太子殿下がおやりになったこともあるわけでしょう。それはないですか。

○富田説明員 いま申し上げたつもりでございますが、昭和四十六年に両陛下でヨーロッパ御訪問、それから昭和五十年にアメリカ御訪問、この際に、これは長く御旅行で国をあげられますので、国事臨時代行制度の発動を閣議の承認とあれによりましておとりいただいて、皇太子殿下が国事行

為臨時代行者としての務めをその間果たされたわけでございます。

○上原委員 そこで、確かに皇室典範のいまお読みになった十六条の条文からしますと、なかなかそう簡単にもいえないことだと思ふのです。が、しかし、それは自然の摂理というのもありまね。そこいらもよくお考えになっていたかと思いますが、失礼になつても困ると思ふのですが、やはりもうお孫さんだつて成年に達しているわけですよ。いまの皇太子殿下だつてもうやがて五十歳にもなれる。そういう面からすると、私はいろいろ検討するに値する面があると思ふですよ。これはほかほか心配すべきことではないと思ふのです。そこで次に、これもちよつとだけ確かめておきたいのですが、この皇室参与というの一体どういう性格のものでございましょうか、いまお二人おられるようすがね。——どうも天皇の話になると、もう敬語がむずかしくて容易じゃないのですが……。

○富田説明員 皇室参与についてのお尋ねでございますが、いま委員からお話ございましたように、ただいまでは二人の皇室参与を委嘱しているのが現実でございます。

これはどういふものかということでございます。これは制度としてあるというふうにはちよつと考えられないこととございまして、公務員として恒常的に特定の地位を与えられて任務を果たしていくというふうなものではございません。さらにまた、非常勤の職員の中で、各省設置法等で顧問とか参与とかいふようなものを規定し、それに見合う給与などが規定されているものもあるように記憶いたしておりますが、この私どもの方でお願いをいたしております参与は、言つてみれば名譽職と申しますか、そういう給与、報酬というものは一切ないわけとございまして、皇室の重要事項につき、陛下から必要のあるときに御意見を求められて申し述べるといふ、そういう御相談相手と申しますか、それから、もつと軽い気持ちでお会いになつて、世の中の一一般の事柄等についてお

話を交わされるというお話し相手、こういうような性格でございます。

○上原委員 この種の参与も、実際から言つと、皇室典範にも何にもないわけですね、置けるとも。もちろん置けないとも書いてないと言つてもかまいませんが、何か根拠がなければいかぬと思ふのですがね。どうもそこいらも給与やあれを支給しないから相談相手としていいんだということであつては困るということだけ指摘しておきたいと思ひます。

そこで、元号法案のときに若干問題になりましたので、皇統譜令についてちよつとお尋ねをしておきたいのですが、端的に申し上げて、現在の皇統譜に登録し得る事項というものはどういふものがあるのですか。法制局いらしていただけますね。

○関守政府委員 ただいまの皇統譜令では、第一条で「当分の間、なお従前の例による。」ということを書いてございまして、そのほか、現在の皇統譜令で書いてあることもございすけれども、お尋ねは、元号法案のときの関連でございまして「従前の例による。」ということについてのお尋ねだと思ひますけれども、その点につきましては、当然のこととございすけれども、この皇統譜令というのは皇室典範に基づいて定められている政令でございます。したがって、皇室典範で定める範囲のものしかできないわけとございまして、皇族の身分等に関することがたしか書いてあると思ひましたけれども、それ以外のことは皇統譜令では、本来は、皇統譜なりそういうものに載せるべきものではないというふうに考えております。

○上原委員 これは元号法案のときに、私も若干お尋ねしたのですが、うちの法律に詳しい山花先生がいろいろお尋ねをしてあるわけですね。だから、いまの皇室典範の範囲でできるものしかできない。しかも前法制局長官は旧皇統譜令は効力を失つて、また全部廃止された、こういうことははっきり言つておられるわけですね。そうしま

すと、仮にいまの天皇が御崩御なされたということにこの現在の皇統譜令、いまありました政令第一号ですね、これは昭和二十二年五月三日に皇統譜令が公布されている。確かにこれの第一条には、「この政令に定めるものの外、皇統譜に關しては、当分の間、なお従前の例による。」この「従前の例による。」というのは、元号法案のときにもはつきり答弁があつたように、この皇室典範の範囲のものしかできないということになりますと、旧皇統譜令はしかも効力がないということになりますと、どういふ事項を記載するのか不明なんです。

そこいらどうなんです。きょうこの問題では余り時間ありませんのでなんです、深く議論できませんが、現在の皇統譜令については検討が必要でございますと法制局長官は言つておられるわけですね、元号法案のときに、といひますのは、ぼくの方で言ひましょうか、この旧皇統譜令の第二章大統譜というところの十二条には「天皇ノ欄ニハ左ノ事項ヲ登録スヘシ」一から十四まであるのです。その七項に「元号及改元ノ年月日」というのがあつたのです。皇統譜には「元号及改元ノ年月日」をどういふふうに記載をしようとなさるのか、この点明確にしておいてください。いまの皇統譜令を改めなければいけないのか、政府元号であるいまの元号は天皇元号でないわけだから、旧皇統譜令と明らかに違ふ。そこいらの精査といひますか整理は、政府はどういふふうに考えているのか。これはこれからの議論としても重要な問題です。お答えください。

○富田説明員 いまお示しがありましたわけゆる旧皇統譜令による登録事項とされている「元号及改元ノ年月日」について、現在でも登録事項とすべきか否かといふことは従来からも検討をしていてところであり、またその旨をお答えしてまいつたかと存じます。が、もちろん現在の政令第一号の皇統譜令というのは憲法のもとと典範、それに基づく皇統譜令でございますから、憲法の精神を十分に踏まえて運用実施をしなければならぬということとは明らかでございます。

そこで、いまお話しのごさいます元号法が成立をいたしております、その制定手続が、すでに御承知のように、旧制度下のいわゆる制定手続とは異なっておりますことが明示されておるわけでございます。そういう性格を明らかに法定をしたことになるわけでございます。そういうことを考えますと、いまお尋ねの「元号及改元ノ年月日」という項については、その法定された性格が変わつてきましたので、皇室典範の二十六条に表現をいたしております天皇の身分に当たる事項とは考えにくいと私はいま考えております。

(委員長退席、唐沢委員長代理着席)

そういうようなことで、昨年いま委員からお示しもありました当時の法制局長官が、登載事項になじまないと考えられるべきではないかという、たしかそういう趣旨の答弁をしておりますが、いま申し上げた二つの事項からその点を踏まえていま検討をいたしておるところでございます。

○上原委員 いまの御発言は私は大変重要だと思えます。それであればそれでいいの。それは聞き置く程度にとめておきましょう。だから、元号問題というのは、われわれはあの当時からいろいろ尾を引くということを考えていましたので、皇統譜令の成文もなされてない、また記載事項がどういうものであるか、記載事項はいまの御説明があつたように、憲法上も皇室典範上も旧皇統譜令のようにはできないわけですね。その点はぜひ法制局ももう少し明確な点をお示しをいただきたいと思ひます。

そこで、時間もだんだんたつてまいりますので、あと贈り名の問題についても少し触れようと思つたのですが、それはまたいずれかの機会にいたします。

これとの関連でもう一点お尋ねをさせていただきます。四月十九日の内閣委員会でしたが、沖縄の地位と関連をして、沖縄の戦後の米軍統治下に置かれた件と関連をした天皇メッセージというのが昨年四月の「世界」という雑誌で明らかになつて、いろ

いろと議論がなされてきました。

簡潔に申し上げますと、一九四七年九月二十日付でシーボルトGHQ政治顧問がマッカーサーに提出したいわゆる書簡の中で、沖縄処分、琉球諸島の将来に関する日本の天皇の見解といふところがあるいは考え方といふところ、そういう書簡が出された。これが沖縄を本土から切り離してアメリカの軍事占領支配に置く重要なきっかけになつたのだ、米国の政策に大きな影響を与えたのだというふうなことで、さらに一九四七年の十月十五日付のジョージ・ケナン氏を回長とする國務省の政策企画部がロヴェット國務次官に提出した報告書などでも、要するにこの天皇の見解というものが非常に影響を与えたと私は思うのです。その一部を引用してみますと、「政策企画部は、米國が沖縄並びにその他の必要な島々に対する軍事占領を、主權は日本が保持したままで、長期の租借——二十五年ないし五十年あるいはそれ以上——に基づいて継続すべきであると、日本の天皇が提案していると伝えられてゐることに留意する。当部はこの方式を戰略信託統治の代案として検討するのが当然だと考える。」

そのほかにもたくさんありますが、いま引用しました二つの書簡によつて沖縄が二十五年間實際にアメリカの占領支配下に置かれた。今日なお日本全國の五三%の基地を抱えて、いまでも大変な状況に置かれてゐる。こういう事態からしますと、われわれはこの天皇メッセージというものを簡単にうやむやにするわけにはいかないのです。

そこで、改めて取り上げるわけですが、私が四月十九日に取り上げてゐる。その以前には同僚議員が取り上げておられる。また、沖縄でもこの問題は取り上げられております。そこで取り上げた際に、政府、総務長官、あるいは当時のアメリカ局の参事官でしたかね、関係者の御答弁は、事實の有無が明確でない、事實関係を明確にした上でないと答弁することは慎みたい、事實不詳であるからはっきりしたことは言えない、そういう答弁だったんですね。したがつて、事實関係をしっかりと調査

をせよという私なり同僚委員の主張に対しては「慎重に取り扱つてみたい」と思うところでございます。これは三原前総務長官ですかの御答弁ですね。私がまたたび天皇に聞くこともできるのではないのかという点に対して宮内庁は「これは慎重に考える必要のある事項だと思ひます。慎重にということは国会ではやらないということにならざるやうですが、私たちはこれだけの問題をうやむやにするわけにはいかないわけですね。その後どういふふうな調査をなされ、あるいはまた検討してこられたのか、改めて宮内庁、外務省の御見解を聞いておきたい。」

そして同時に、いまの沖縄の現状をある程度知つていらつしやると思うので、総務長官、長い間お座りで少しお立ちになつて答弁もしたくなつてゐるころだと思ひますから、総務長官の見解もぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。

○富田説明員 お答えいたします。

いまお尋ねがありました件につきましては、昨年の当院並びに参議院の委員会等におきましてもたびたび関係省庁にお尋ねがあつた事柄でございます。そして、その後私、当時宮内庁には寺崎氏がこういう表現でこう述べたといふことのメモ、記録、その他一切を調べましたけれども、全く見当たらない、こういうことを申し上げたと存じます。

その後もしそれに關しては調査を続けておりますが、それに関連した、あるいはと思はれるようなものも発見いたしておりません。また当時の関係者、これもほとんど物故いたしておりまして、ごく最近まで存命でありましたのは大金という侍従長をやつた方がごく最近——最近といひましては昨年の春だつたと思ひますが、それまで存命しておられた。そういう方にも「世界」に出ました後、遺族なり何なり、何か御記憶なりメモなりが残つてゐることもあるのかということも調べたやうに報告を受けておりますが、そういう方からのあれも、そういう関連したものは見つからない、こういう状態で、これ以上私どもの方としては調べようがないのじやないかというふうに考えます。

○淺尾(新)政府委員 お答えいたします。

昨年当委員会その他で問題となりました件でございますけれども、その当時あるいはその後外務省からお答えをいたしましたように、外務省自身としては、いわゆる先生が言及されました発言についての裏づける資料はなかつた。しかし、アメリカの国会図書館からの資料については四月十九日に一部提出済みでございます。

それから、その後先生から、関連資料がまだあるんじゃないかということでもアメリカに照会いたしました。その結果、何分にも国立公文書館と申しますかナショナルアーカイブズにある資料というものは非常に膨大で、かつまだ整理されてないといふことで、なかなかその関連の資料の発掘に手間取つたわけでございますけれども、ただ一つだけ一九四八年二月二十六日付シーボルト發國務長官あて書簡というものは外務省として見つけたわけでございます。その書簡は、実は時日もたつておりますし、英文そのものを外務省で読みましたけれども、非常に判読しにくいといふことでございまして、大体においてアメリカと中國との關係等をその書簡の中で列記してゐるということでございます。

○上原委員 われわれもその後いろいろ追跡をしてはいるわけですが、なかなか容易ではありせん。また政治的な變動もあつて、目下この問題については勉強をしてゐるところですが、私はこの問題を皆さんの方から、あるから出さない。いまの政府はそう簡単に出不さないうね。もみ消すことはあつても、こんなことがありましたなんて、そう簡単に出すとはわれわれは期待してゐないのですが、事はそう簡単でないといふ点だけは指摘しておきたいと思ひます。

そこで時間もありませんから、いま北米局長おつちやつたその一九四八年二月二十六日の資料というものを改めて提出してください。同時に、この内閣委員会でも要望をしたら、日本の国会なんだから——こんな見えない、しかも英語文だつて十分見えないような英文の資料を出した。この

点も問題にしようと思つたのですが、雑誌その他で翻訳されているものもあつたから間に合つたのですが、こういうことは外務省慎んでもらいたい。これだけ重要な資料は、当然和文も英文もきちつとして出していただかなければ困る。

ですから改めて、ここにある一九四七年九月二十二日の書簡、それからもう一つ、一九四七年九月二十日の書簡、もう一つは一九四七年十月十五日、これを国会に出したものを翻訳をして、英文も見えるものをちゃんと資料も一緒に提出をしていただきたい。いまの一九四八年二月二十六日付の新たに入手したというものも、よろしいですね。

○浅尾(新政府委員) 先ほどもお答えいたしましたように、その原文自身が非常に不鮮明でございました。恐らくその当時提出した資料が不鮮明であつたということは事実であつたかと思ひます。いま御指摘の資料についてはできるだけきれいな形で提出したいと思ひますが、ただ、翻訳の点につきましては若干時日がかかっていると、時間を要するということだけ御了承願ひたいと思ひます。

○上原委員 外務省でも時間がかかるというのはいま申し上げたように一言も言わぬで行くのは失礼ですよ、あなた。天皇のことも含めて、いまの件については責任継承の原則ですからね。元号法案も問題が出たらあなたの責任ですよ。いまの天皇メッセージの問題も、沖繩開発庁長官という立場でも、われわれはこれをこのまゝやむやにするわけにはいかない。この件についての御見解をいただいて、岩垂先生の都合もあると思ひますので……

○小淵國務大臣 ただいま御指摘をいただきましたシールと書簡等につきましては御指摘はきわめて重要な問題だと心得ております。しかし、ただいま宮内庁並びに外務省から御答弁のありましたように、現時点におきましてはその書簡の正確

度その他まだ不明な点が多々あるようでございます。私といたしましては、それら官庁からの現在までの報告によりますればその事実関係が明確でないことでもあり、かつその事実はないという報告を得ておりますので、本問題につきましてここで明確に御答弁することはできかねるということでお断りをいただきたいと思います。

○上原委員 きょうはこの程度にとどめます。

防衛庁と防衛施設庁にちよつと断ります。時間が来ましたが、那覇におけるミサイル爆発の件と読谷村のパラシュート降下訓練の件についてお尋ねする予定でしたが、約束の時間です。からきようは割愛をして、後日また分科会なり委員会でも取り上げたいと思ひます。ありがとうございます。

○唐沢委員長代理 岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 関連という形で質問をいたしたいと思ひます。

ごく簡単でございますから明確な御答弁をいただきたいと思ひますが、神奈川県三浦郡葉山町所在の葉山の御用邸の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。四十六年に焼失してその後再建されつづけてありますけれども、再建の予算あるいは建て坪、完成の見通しを宮内庁から御答弁をいただきたいと思います。

○富田説明員 ただいまお尋ねの葉山御用邸の再建につきましてはお答えを申し上げます。

これは昭和五十三年度の予算からこの宮内庁関係の予算をいたしまして、五十六年度までの四年間の事業といたしまして、ただいま二年の終わりに、やがて三年目に入る、こういう段階でございます。

規模は、御殿としましては千二百五十平米、鉄筋コンクリート建てで平家、ごく一部が二階、こういう形のものでございます。

予算としましては、御本邸関係だけで申しますと約五億円。これに庭園の造成あるいは付属舎の建設あるいは車庫その他そういう付帯施設等がございますので、四年を終りました時点で一応見

通しますと九億から十億ぐらい、本邸を含めまして総体のものがそうなるのではなからうか、こういうふうにご考慮をいただいております。

○岩垂委員 本邸の完成がだんだん近づいているわけですが、付属邸はどうなさるおつもりか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○富田説明員 四十六年に焼失して以後、いろいろ地元その他の方面からの、長いおなじみだということ、再建してはどうかという陳情等もございました。そういう過程において、付属邸をどうすべきかという研究したのでございまして、いま申し上げたような形でコンパクトなものにして集約しよう、こういうことで、付属邸はこの葉山御用邸が一応完成時期に、主として土地だろつと存じますが、土地につきましてはいわば皇室用財産の用途を廃止をいたしまして、大蔵省の担当の財産というところに一応お返ししよう、こう考えて研究をいたしております。

○岩垂委員 付属邸の機能も含めて本邸部分にコンパクトに集約をするわけでございますから、付属邸は用途廃止ということ、大蔵省の普通財産にお戻しになるということをお承知いたしました。

これは、面積は大体付属邸部分というのは海岸部分を含めて一万八千五百四十六平米というふうには理解してよろしいと思ひます。

○富田説明員 そのとおりでございます。

ちよつと一言つけ加えさせていただきますが、付属邸と本邸の間に、現在葉山町の公園という部分がございます。これが約一ヘクタール、一万平米余でございますが、これは大正十三年に現陛下の御成婚がありまして折に、その記念として葉山町が公園として使用したいということで、それを無償で貸与するということが今日まで継続しておるわけでございます。これはやはり葉山御用邸の付属邸と一体をなすとも考えられるところでござい

ますので、これは葉山町が現に使用をいたしておりますので、これをどういう形で必要な部分だけを皇室用財産に保留しまして他をお返しするかと、いうことになりまして、ここはちよつと、現に使

ておられるところでございますから、その辺のこととは十分配慮した上で措置をいたしたいと思つております。

○岩垂委員 いまの葉山町の公園部分というのを入れて、それよりも本邸から離れたところに付属邸があるわけですから、当然これは普通財産にお戻しになることが筋道として適當ではないだらうか、こんなふうには私は思ひますので、そういう御配慮をお願いしたいと思ひます。

それからこれについて昭和四十九年の三月と昨年の十二月の二十四日に葉山町議会から、葉山御用邸付属邸の払い下げを決議して宮内庁に要請をいたしておりますが、それは承知しておりますでしょうか。

同時に、その葉山町の要望に対して宮内庁は、これは長いおなじみという言葉がいま長官からございましてけれども、そういう立場から見ると町の方の気持ちは理解ができるだらうと思ひます。すけれども、その点についてちよつと御意見を承つておきたいと思ひます。

○富田説明員 ただいまお示しになりました葉山町議会の決議その他、これは承知しておりますのでございまして。ただ、町議会の方から正式に何か文書でいただいているというわけではないのであります。しかし、そのことは十分承知をいたしております。

○岩垂委員 それから長官のお気持ちをこの際、

○富田説明員 これはいま申し上げましたように、完成時期を一応のめどにいたしております。皇室用財産の用途を廃止しまして大蔵省の所管にとりあえず移すということでございますが、そうなりますと、こちらから物を言うというわけはなかなかないわけでございます。しかし、そういう措置をとります過程におきまして、私としましては、明治二十七年以来の長いこと葉山町にお世話になっておることでもございまして同時に、あそこで現陛下が御即位になつた、こういうこともございまして。そういうこと両面を踏まえて、公共の用に立つような、そしてまた地元の皆さんの

御要望というものを十分くんだ配意をしてほしい
ということをおいままでの経緯の説明とともに申し
添えたいと思っております。

○岩垂委員 それじや大蔵省からおいでをいただ
いておられますが、いまの富田長官のお話、私は、
地元の要望があるわけですから大変喜ぶ御答弁だ
ろうと思ひます。そのことを前提にして、大蔵省
ぜひとつ地元の要望をかなえていただくよう
に。いまから申し上げるのは少し早いかもしれ
ませんけれども、しかし、もう一年とちよつと後
で問題が出てくるわけですから、その点
で箇切のいい御答弁をいただきたいと思いますの
です。

○田中説明員 お答え申し上げます。
大蔵省といたしましては、ただいま宮内庁長官
から御答弁がありましたように、宮内庁からこの
付属邸の敷地を引き継ぎました場合には、国有地
の有効利用を図るといふ観点から、地元の御意見
を含めまして十分慎重に検討したいと考えて
おります。

○岩垂委員 払い下げということもございま
すけれども、公園部分はいま長官からお話しいた
だいたように無償貸与の形式をいただいているわけ
です。これは長い歴史のいきさつがありまして、そ
ういうことになっているわけですから、無
償貸与という方式も含めて地元の要望にこたえて
いただきたい。このことをもう一遍念のために第
一課長にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○田中説明員 具体的にその処分をいたしますと
きにどういふ方法が可能であるかということ、
まだ引き継ぎ前でございますので、引き継ぎを受
けましてから検討させていただきますと思ひま
す。無償貸し付けということも法律上は可能で
ございますが、具体的運用といたしましてどうい
ふ方法をとるかということ、もう少し検討させて
いただきたいと思います。

○岩垂委員 くだくて恐縮ですが、この長い歴史
的ないきさつ、それから地元の要望、そして御用
邸と町民との結びつきというものを踏まえて、こ

の際、地元の要望にぜひこたえていただきたい、
そういうことを繰り返してお願ひをして、もう一
遍地元の要望を含めて前向きに御考慮をいただ
くというふうな理解をしてよろしいかどうか、御答
弁をいただきたいと思います。

○田中説明員 地元の御要望を含めまして、地元
にそういう御要望が強いということは十分わか
りましたので、これも含めまして慎重に検討させて
いただきたいと思います。

○岩垂委員 では終わります。どうも済みません
でした。

○唐沢委員長代理 午後二時から委員会を再開す
ることとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時三十分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。新井彬之君。

○新井委員 昨日だったですか、新聞に載つてお
りましたけれども、天皇陛下がちよつとおかせ
みだということでございますが、天皇皇后両陛下
のいまの健康状態について、まず初めにお伺い
したいと思ひます。

○富田説明員 お答えいたします。

いまお尋ねの両陛下の健康の御状態でございま
すが、天皇陛下はただいま七十八歳でいらつしや
います。この四月のお誕生日をお迎えになりま
すと七十九歳、こういうお年でございまして、一
般的には非常に御健康でございまして、非常に数
多い国事行為やら、またそれに付随するいろいろ
なことを初めとして、特に最近では外国から
のお客様が非常にふえておりまして、前は国賓
という形で政府が遇するお客様は年に一回かとい
うような程度でございましたが、昨年などはサ
ミットもありました関係もありますけれども、そ
れも含めて五回そういう国賓の御接遇をなさる、
そのほか公賓という形で政府が接遇をいたします

外国の総理大臣、そういうような方の御接遇も非
常に積極的におやりになつておられます。ただ、
いまお話がありましたように、時折かぜを召され
ることがございます。一昨日の夕方私もお目にか
かりましたら、ちよつとおかせかなと思つたので
ありますが、やはりその晩から多少おかせみで
ございまして、いまもう大分快方に向かつておら
れるように聞いております。ときどきかぜをお引
きになるといふ程度でございますが、一般的には
至つて御健康である。

それから皇后陛下でございますが、現在七十六
歳でございますが、近々三月の六日がお誕生日で
ございます。誕生日を迎えられますと、一般に言
う喜寿という年をお迎えになるわけでございます
す。皇后陛下は、三年前の昭和五十二年の初夏に、
那須の御用邸においでになりました際にお腰を痛
められたのでございまして、やはり老人性の腰椎
の変形というところに起因をするようございま
す。しかしそれも、その後治療等もいたしてお
りまして、順調に回復をしておられます。ただ、時
折肉離れというようなことも経験をされたりし
て、ついこの一月にも軽い肉離れがございました。
そういう関係で、須崎の方への両陛下のお成りを
延期をさせていただくということもございました
が、もつぱら腰部のそうしたものがさらに再発を
するといひますか、そういう状況が他の部位に及
ばないようになさるだけ注意をいたしておる、こ
ういふことでございまして、大事な御行事には、
たとえば新年の祝賀の行事でございまして、一
月二日にいわれる一般参賀というのがございます
が、そうした折には、皇后陛下も、天皇陛下並び
に各皇族とともにこの行事に参加をされてお元氣
にこなしておられる、こういう御状態でございま
す。

○新井委員 お年もいかれておられることでござ
います。そういうことで、それと関連をいたしま
して、天皇陛下の御公務と申しますか、いろいろ
な予定があるかと思ひますけれども、大体どの
ようなものがあるか。日にち的には年間どのぐ

らいになつて、時間的にはこういうことになるの
だ、そういうようなことで、まだ御公務にたえら
れると思ひますか、そういうようなことを若干
伺つておきたいと思ひます。

○富田説明員 お答え申し上げます。

天皇陛下の御公務としましては、いまお述べに
なされましたように、非常に多種多様、相当に多
いのでございます。そこで、その一、二といいま
すか、その概略を御報告をいたしますと、まず日
本国憲法に定める国事行為に關する行為があるわ
けでございます。この国事行為は、御承知のよ
うに、憲法三条によりまして内閣の助言と承認の
もとに行われるわけでございます。

これは具体的にどうなるかということござい
ますが、具体的には、憲法六条、七条に規定して
おります事項に關して、内閣がそれぞれの手続
をとりまして、これを書類として送付をしまし
るわけでございますが、この送付をしまし
たものを、陛下は毎日宮殿でごらんになった上で、
やはり御署名を要するものが相当にございま
す。これは毛筆で御署名になります。それからま
た印でいわれる可というような意思の表示をなさ
る行為もあるわけでございますが、こうした文書
は合致せますと年によつて異なりますけれども、
昨年の例を累計いたしますと九百件でございま
す。この一件一件が、付属資料その他がいろいろ
添付されました相当に分厚いものもございま
すし、わりあい簡単な文書もございまして、合
計しますと九百件でございます。これは宮殿へ
お出ましになつておられますので、いろいろな行
事がその間に入つておりますので、その行事の終
わりました後ごらんになる程度で、なかなか終わ
らない場合もございまして、そういう場合には、お
住まいであります御所の方へお持ち帰りになつ
て、それぞれの処理をされておられる。こういう
文書処理だけでも九百件でございます。
それ以外に、いわゆる儀式、行事というのが、
これは非常に頻りにございまして、一例を申し上げ
ますと、日本の国に外国から駐在をしております

大使の数がだんだんふえてまいつておるようでございますが、百十カ国ぐらゐあるのじやないかと思ひます。中には兼任、兼轄大使がおりまして、常駐は九十カ国ですが、この大使の任期というのは、別に決まつておりませんけれども、平均すると三年余という方が多いようでありまゝ。そうしますと、一年間に三十カ国の大使の交代がございます。そうしますと、大使の信任状の捧呈、接受、それから大使が新任のあいさつ、退任のあいさつ、あるいはその間にいろいろ親善の意味でお話し合いをされる、こういうように、一例を挙げまして非常に行事が多いのでございますが、そうした官邸で行われます行事というのは、そのほか総理あるいは最高裁判所長官の親任式その他約四十回余でございます。

また、いわゆる公のお立場で催される外国賓客とのお会いとかあるいは茶会とか、宮中晩さんとかいろいろのものがございまして。それに拝謁とかいうことを合わせますと、約二百回余それにさらに加わるわけでございます。

それから外国の慶弔電報、あるいはこれは親書の場合もありますけれども、こういうものの交換を一々サインをされ、また一々ごらんになるわけでございますが、約五百件ある。これだけであつてでございますが、さらにこれをどういうふうにしていただくかというように必要がある場合には、宮内庁独自で文書を添えて差し上げるといふこともございまして、非常に多くのことをとり行つておられるわけでございます。

そのほか、国会開会式でございまして、あるいは植樹祭でありますとか、戦没者の慰霊式でございまして、か、こういうものに都内あるいは地方にお出かけになるということも、時間の許す限り、またその行事の性格がふさわしい限り、お出かけになつておられるのでございます。

いま委員の御指摘にもございましたけれども、かような状況のお仕事をこなしておられるわけでございますが、お年も召しておられますので、むだな御負担にならないように、できるだけその辺

は細心の注意を払つて補佐申し上げていかねばならぬ、かように考えておる次第でございます。

○新井委員 たいだいま答弁いただきましたけれども、一般の国民の方々から見まして、陛下はお元氣でいらつしやるだろうか、あるいはまた非常に御多忙ということばかりですけれども、どのような内容でどういうようにお忙しのだろうかといううなことは、余り知られてはいない事だと思ひます。ただいま私も伺ひたいまして、これは激務中の激務ではなからうか、こういううに拝察するわけでございまして、そういう意味からも、憲法で保障された国事行為であるとか、そういうことについては、これはもう仕方がないことでございまして、それでないことで、極端に言えば代理でできるようなことについては、極力そのお仕事の軽減をしてあげなければならぬという考えに立つわけでございまして。そういう面についてはよく御配慮をお願いしたい、このように思ひます。

それと関連いたしますが、いまのような御多忙な中で、御公務の間に生物学の研究をされたり、あるいはまた御用邸で御自由になさるといふこともあろうかと思ひますけれども、そういう期間といひますか、そういうものはどの程度とれるようになっておりますか。

○富田説明員 たいだいまお尋ねのございました陛下がプライベートなライフワークとしておられますような御研究の時間をどの程度とれるかといふようなお話でございまして、これは、東京での日常の御生活の中ではいま申し上げましたようないろいろなことがございまして、その中でも暇をお見つけになられまして、曜日はおおむね月曜と木曜日の午後。そういうときに飛び込みの行事が入つてまいりましてつぶれることも多いのでございまして、月曜日と木曜日の午後。それと土曜日にまたそういうあれがない場合は土曜日に、皇居の中に生物学御研究所という小さい施設がございまして、そこで研究員とかあるいは昔の大学のそういう専門の研究ですでに名誉教授になつておるよ

うな方々との合同の研究といううなことを、東京ではしておられます。

地方にお出かけと申しますか、須崎とか那須にお出かけになられまして、その地の植物、あるいは須崎でありますとその地の海洋生物、こういうものをあわせて御研究になつておられますが、那須の方は大体夏、七月の末ぐらゐから八月にかけて御滞在をさせていただいております。しかし、この間も何回か東京にいろいろな御用務でお帰りになつておられますけれども、それが大体植物の分類学的な研究に専念をされておられるときでございまして、このときの成果として、那須の植物史といふような意味で何冊かの本が生物学御研究所編といふような形で出ております。また、この御研究には皇后陛下も一緒に苑内をお供されまして、いわゆる御助手的なお役目をお努めになる、そういう風情も見えらるわけでございまして。

須崎の方では主にそういう海洋生物でございまして、最近では陛下も須崎の、下田周辺の植物といふのはいわば日本の南の地域、高知でありますとか鹿児島でありますとか、ああいうところの植物との相似性といふものが相当あることに着目されまして、那須の植物ばかりでなくて、伊豆の植物も御研究になつたいといふことで、いま鋭意その伊豆須崎の植物といふものを整理されつつあるように聞いております。

また、海洋生物の研究におきましてはすでに委員とつくと御承知のとおりでございまして、そういうような業績の關係から、英国に世界では相当の権威のあるロイヤルソサエティーといふのがございまして、これのいわば名誉会員に推戴をされておられるような、いわば学問的な評価は受けておられる研究をお続けになつておられるのが現状でございまして。

○新井委員 葉山の御用邸がいま再建されておるわけでございまして、その進捗状況、また、葉山の御用邸が完成後にはどのような使用状況になるのか、お答え願ひます。

○富田説明員 葉山の御用邸は昭和四十六年の一

月に部外から侵入しました者の手によりまして焼失してしまつたわけでございまして、その後のいろいろ地元葉山町等からの長い御因縁、おつき合いといふようなことからぜひ再建をしてほしいといふような声も非常に強うございまして、あれこれそれらの経緯を踏まえまして昭和五十三年度から四年計画でこの再建に着手をいたしております。このうちの御殿部分、本邸と申しますか、これについては五十五年度の末、来年の三月までに一応の完工を見る予定でございまして、いわば焼け跡でございまして、その辺の整理とか、あるいはそれを復元して若干の庭園の整理を行う、あるいは付属施設の整備、建て増しを行うといふようなことが残つておまして、若干並行してやつてはおりますが、総体が完工いたしますのは五十六年度といふことを予定をいたしております。現在でも本邸の外側の工事は大体終わつておりますから、姿は現出をいたしておるような状況がただいまの状況でございまして。

この御用邸が完工いたしますれば、五十六年度末といふことであらうと存じますが、どういふふうに使ふか、こういうお尋ねでございまして、これは、明治二十七年に英照皇太后さんの御静養のために葉山にこの御用邸が設けられたと聞いておりますが、それ以来の本邸と、それから大正十年前後に建てられました付属邸と二つあつたわけでございまして。その本邸の方が焼失したわけで、付属邸の方は現在も時折御使用になつておられますが、その本邸と付属邸を、ちよつと牽を申し上げるとは正確かどうか疑問ですが、合わせまして約四分の一ぐらゐのものに集約をして非常にコンパクトなものにしてお使いやすい形をつくり出さう、こういうことで実施しておるわけでございまして。

それができ上がりますと、東京から距離的に非常に近うございまして。そういうことで、非常に短期間の御使用にも十分機能し得るということから、両陛下あるいは東宮の御一家、あるいは各皇族がいわば自由に御静養になつたりする場所とし

て、さらにはもしそういう御希望の方があれば、外国の賓客を御接待するというのも一応は考えられるわけでございます。そういうような使い方を考えつついま実施しておりますのでござい

○新井委員 国民的な文化財であります桂離宮の解体修理が進んでおりますけれども、その進捗状況はどのようになっていますか。それからまた桂離宮の参観の状況、これはどのようになっておりますか、お伺いいたします。

○富田説明員 いま委員から国民的文化財というお言葉で桂離宮の表現をしていただいたわけでございますが、非常に貴重な文化財でございます。すでに三百五十年以上を経過いたしております建物でございます。その建物の維持保管には代々のいわば朝廷の關係の者が非常に苦心をしまいたと存じます。今日に至りますまでも数回大修理が行われて今日の形を維持しておりますわけでございますが、しかし、相当に腐朽が激しくなつてまいつておつたのが、もう五年前の時点からはなほはだしく腐朽が目立ちまして、いわゆる殿上に人を上げるということとは当時一切やめてしまつたほど腐朽が激しかったのでございます。そういう意味で、五十一年から六十年の計画でいわゆる修復工事を実施させていただきますいておりますが、今度お願いしております予算は、五十年目の計画の予算をお願いしておりますわけでございます。いろいろ詳細の部分等につきましてさらに御質問がございすれば、責任を持って工事の監督をいたしております管理部長からお答えをさせていただきます。

なお、離宮の参観でございますが、これは五十一年度から工事が始まりました折に、ああいふ工事が始まると参観はいないんじゃないかという誤解が一部にあつたのでございますが、そういう工事をいたしております中で、いわゆる庭の部分に対してずっと休むことなく参観は継続をして今日に至っております。五十四年度におきます年間の参観者総数は約三万人でございます。これは特段参観者の資格とか何とか制限をいたしております

せんが、ただ、ああいふ庭園の中の道でございますので、細い道が曲がりくねつておるといふ、それに飛び石が飛んでおるといふような式の道路でございまして、そういうことはいわゆる庭園の保存と危険の防止ということから、数の方を制限いたしております、一日に八回、三百二十人を限度として行つておるといふのが現状でございます。

○新井委員 それから、さっきの管理部長さんですか、答弁よろしいんですか。

○小幡説明員 お答えいたします。ただいま長官から概要については説明がございましたけれども、もうちょっと詳しく申し述べますと、桂離宮の工事は、面積といたしましては九百七十七平方メートルございまして、この解体修理を五十一年度から六十年計画で実施しております。昨年、五十四年の九月に古書院、中書院、一番お庭の方からよく見えるところでございまして、この部分の復元工事がほぼ完了いたしまして、ただいまは引き続き、これに隣接しております新御殿、その他裏の方にございまして事務的な部分でございまして、旧役所とか臣下廻とか、そういうところの解体工事を現在実施しております。

五十五年度と五十六年度、これからの仕事を申し上げますと、解体した部材を十分に調査し、調査というのは技術的な調査並びに歴史的な調査がございまして、調査いたしました、修理、組み立ての工事を実施しまして、五十七年の末に復元を完了する予定でございまして、この修理方法につきましては、文化財方面のその道の権威者の御意見を十分に聴取して実施している次第でございます。

以上でございます。

○新井委員 次に、内廷費と皇族費と宮廷費の経理区分についてお伺いしたいと思ひます。

○中野政府委員 内廷費、皇族費、宮廷費の区分でございますが、内廷費は天皇及び内廷にございまして皇族の日常の費用、たとえば御服装とかお食

事あるいは私的な御交際、それから内廷職員の手ととか旅費あるいは祭事、こういうような費用その他のものに充てるためのものでございまして、これは定額で決まつておるわけでございます。

なお、内廷費として支出されたものにつきましては、これはお手元金ということになりまして、宮内庁の経理に属する公金とはしないということになっております。

それから皇族費でございますが、これは年額によりまして、それから独立いたしましたような場合に一時期に出ているものがございますが、年額によるものにつきまして御説明申し上げますと、これは天皇及び内廷にありまして皇族以外の皇族、四宮家でございますが、この宮家が皇族といたしましての品位保持の資に充てるため年額によりまして支出するものでございまして、これも定額でございまして、これも内廷費と同じように皇族費として支出されたものにつきましてはお手元金ということになりまして、宮内庁の経理に属する公金としないということになっております。

宮廷費でございますが、これは天皇、皇族の公的なお立場、公的な地位にかかりまして、また公的活動に關連いたしましていろいろな経費に充てるものでございまして、例を申しますと、儀式とかあるいは国賓、公賓の接待、公的な行幸啓、それから皇室用財産につきましての管理、そういうようなものに充てる経費でございまして、これは宮内庁の経理に属する公金でございまして、一般の各省庁の予算のような形でそれぞれの内容が積み上げられておるわけでございます。

以上でございます。

○新井委員 今回の内廷費と皇族費の定額の改定の理由、それから積算の内容についてお伺いしたいと思ひます。

○中野政府委員 改定の理由につきましては、それから積算につきまして御説明申し上げます。内廷費の定額と皇族費算出の基礎となります定額につきましては、御承知のとおり皇室経済法の

施行法第七條と八條の規定によりまして、現在それぞれ定額といたしまして一億九千万、千七百六十万円と定められておるわけでございます。これらの定額は五十二年度に改定されたわけでございますが、現在まで三年間その額となつておつたわけでございます。ただ、前回改定後の経済情勢の変動、なかんずく物価も上がつております。また、三回にわたりました国家公務員の給与の引き上げが行われております、内廷の職員につきましても国家公務員に準じて改定をしなければならぬというような事情もございまして、内廷費の定額を二億二千百万円に、皇族費算出の基礎となります定額を二十四百万円に改定したいというところで提出をいたしまして御審議願つておるわけでございます。

内廷費と皇族費算出の基礎となります定額の改定の基準につきましては、昭和四十三年十二月に開かれました皇室経済に關する懇談会というのがございまして、ここで御協議をいたしまして、原則として物価の趨勢、職員給与の改善等によりまして算出される増加見込み額が定額の二割を超る場合に改定を行うというように実は御了承いただきました、この基準により必要が生じた都度改定をいたしてまいつておるわけでございます。

定額の改定をいたします際におきましては、内廷費、皇族費を通じて積算の基礎として物件費と人件費に区分いたしまして、先ほど申し上げましたけれども、御交際、御用品その他に要する物件費につきましては、前回改定時以降の東京都支部の消費者物価指数の上昇率によりまして、また人件費につきましては同じく前回改定時以降の国家公務員給与の改善率によりましてそれぞれ増加見込み額を算出いたしまして、その算出された額の合計額の二割を予測できない不時の支出等に充てるためということで予備的な経費として加算いたしまして、定額を算定することによりまして、今回の改定につきまして用いられた率でございます。

ますが、消費者物価指数は一六・九%の増でござい
ます。それから人件費につきましては、三年間
で一五・一三%の増となっております。これら
の数字を基礎にいたしまして計算いたしますと、
現行定額に対する増加見込み額の割合が内廷費で
一六・三%、皇族費で一五・九%となるわけでご
ざいます。そこで内廷費の定額が二億二千百万円
に、皇族費算出の基礎となる定額が二千四百万円
ということになっておるわけでございます。

しかし、今回の定額改定を行うに当たりまして、
現下の厳しい経済情勢、また、国の財政事情等を
考慮いたしまして、御日常の御生活に御不自由が
ないよう留意しながらも、経費の節減につきま
して一層御工夫をしていただくというようなこ
とで、普通は年度の初めから改定をいたすというの
が従来からのやり方でございますが、今回は五十
五年の十月一日からその定額の変更を行うもの
として算定するという形で、五十五年度分につま
しては増額分の半分程度を減額いたすというよう
なことをいたしまして、その結果同年度におきま
す内廷費の定額は二億五百万、これが現行定額に
対しまして七・九%の増でございます。それから
皇族費の定額は千九百万ということにいたしました
わけでございます。

○新井委員 もう一度ちよつと確認をしておき
たいのですけれども、半額にしたと言っております
ね。本来いまの物価上昇率と、それから人件費の
アップ、それを計算した場合に幾らになるの
ですか。

○中野政府委員 お答え申し上げます。

本来上がります割合が先ほど申し上げましたよ
うに約一六%程度になるわけでございまして、それ
を上がる分の大体半分を五十五年度はカットして
御節約を願うということにいたしまして、先ほど
の約八%くらいの数字になるということござい
ます。

○新井委員 金額にしては幾らになるのですか。
ちよつとそこをもう一遍。

が一億九千万でございます。それが五十五年度に
おきましては千五百万ふえまして、トータルで二
億五百万、増加分が千五百万でございます。それ
が五十六年度以降におきまして千六百万、五十五
年度の二億五百万に千六百万足しまして二億二千
百万、これが五十六年度の数字でございます。
それから皇族費につきましては、定額が千七百
六十万でございます。これに五十五年度は百四十
万上乗せになりまして、したがって合計が千九
百万、これが五十六年度にまた百四十万プラス
になりまして、二千四百万になるという形になる
わけでございまして、

○新井委員 総理府総務長官にお伺いしたいので
ございますが、先ほどお話が出ました皇室経済閣
僚会議ですね、これに出席をされたと思いますが、
そのときにいろいろ論議されたことの内容を
ちよつと御説明願いたいと思ひます。

○小淵國務大臣 私は出席をいたしております
です。

○富田説明員 今回改定をお願いをいたしてあり
ます額についての皇室経済会議の開催をお願いし
ましたのは、昨年末の十二月二十日でございます
た。これは総理大臣が議長で議事を取り進められ
るわけでございまして、原案の説明に対して御不
自由なことはないかという点の、正式な御意見で
はございませんが、いわばそういう御発言があつ
たと記憶をいたしております。

○新井委員 私、金額的にどうのこうのと言うつ
もりはさらさらないのでございましてけれども、基
礎額というのが、順番にまいりまして物価上昇で
あるとか、あるいはまた給与のアップ、そういう
もので計算されるということとはわかるわけでござ
います。ただ、内廷費と皇族費、それから宮廷費
に分かれておるわけでございまして、本来、本
家賃とかそういうようなものは一切内廷費とか皇
族費には含まれていないと思うわけですが、それ
から内廷費の場合におきましては、電気代が上がつ
たりいろいろする、そういうような費用も別に個
人の費用でお払になるということは一切ないわ

けですね。確かに人件費なんかは、使用人の方に
給料をアップしてあげなければいけない。しかし、
一般の一つの家を持てている家庭の方が受ける、
たとえて言いますと水道代が上がりまして、ある
いは電気代が上がりまして、ほかのそういうよう
な一般的な費用、こういうものは宮廷費にほとん
ど吸収されていると思ひますので、内廷費そのも
のがどの程度そういう影響を受けるかということ
ですね、そういう面の計算はどのようになつてお
りますか。

○中野政府委員 お答え申し上げます。

お話しのとおりお住まいなどのメンテナンスと
申しますか、管理の關係につきましては、おつしや
るとおりでございます。そこで、内廷費の關係で
ございましてけれども、人件費が実は三割以上を占
めておるわけでございまして、これはベースアッ
プの關係でもつて上がっていくというかつこうに
なると思ひます。それから先ほど内廷費の中身に
つきまして、たとえば御服装とかあるいは御交際
とか、そのほかいろいろ申し上げたわけでござい
まして、これがどういふ形でいまのような情勢の
中で上がっていくかという見通しをつける問題に
なるかと思ひます。ございましてけれども、そこら
はやはり定額を改定する際に、昭和二十二年にこ
の定額が最初にできたわけでございまして、それ
も、いろいろなやり方でそこら辺を見まいて、
そのときどきの実情に応じました形でやつておる
ようでございまして。

それを、先ほど申し上げましたけれども、実
は昭和四十三年の懇談会におきまして、人件費関
係につきましてはベースアップの率、それから物
件費關係につきましては消費者物価指数を使い
まして、増加見込み額が定額の割を超えた場合に
改定するというルールをつくつていただいたとい
うかつこうになつておりますので、それに従いま
して定額を改定いたすというような形で行つてお
るわけでございまして。

○新井委員 皇族の方々が普通一般に電車に乗ら
れたり、そういうときにまさか個人で汽車賃をお

払いになるとかいうことも考えられませんか。だか
ら、世間で一般に言われるところの物価上昇とい
うものが、普通の家庭みたいにならぬに於いては、世間
で上がった分、たとえば電気代、水道代、汽車賃、
はがき郵便代、そういうようなことについて、具
体的には一体何が影響するわけですか、要するに
内容として。

○富田説明員 いまお尋ねのことは、先ほどある
部分は政府委員からお答えをいたしたと思ひます
が、例を皇族費にとつてみますと、殿邸という建
物は国がつくつて供与して生活しておられる。た
だ、その中のいま仰せの光熱水料あるいは燃料、
こういうものは、多くの部分はお住まいの皇族が
皇族費から支弁をしておられる。つまりお手元金
のようなものから支弁をしておられる。ただ皇族が、
いろいろな日本に来ておられます使臣、あるいはそ
れ以外の外国の關係者等が東京に来ましたときに
訪れたり、あるいはそういう公的な活動を相当お
やりになつておられます。そういう意味で居住そ
のものも普通の家よりは多少広い皇室部分と称す
る部分が、応接間とかそれに類する食堂とか、そ
ういうスペースを持った設計でございまして、正
確ではございませぬけれども、公邸という制度がありま
す。そういうような部分の費用は、正確ではご
ざいませぬけれども、公邸という制度があります
けれども、そのたしか維持管理に關する法律が
あると思ひます。それでも、そういう公邸の皇室
部分に要すると算定されるような経費は国が持
つ、しかしそれ以外には自費で持つ、こういうよう
な似た形をとつております。これが皇族の場合で
ございまして、それからまた、皇族が旅行をされる
場合は、新幹線でありまして飛行機でありまし
ようと、皆それにふさわしい切符を購入して旅
行をされる、こういうことでございまして。

内廷の場合は、いまお示しのように建物それか
らそれに要する光熱水料、こういうようなものは
宮廷費で持つておるという計算になつておりま
す。

ただ、いろいろ社会福祉事業や何かにお手元金

から御激励になるようなものでも、直接公共料金に類するようなものの値上がりは反映はいたしてありませんけれども、世間の常識的に見た額というものに少しずつ手直しをしていくということもございまして、それからいろいろお誕生日などに旧奉仕した人たちとかたくさんお祝いを言いに宮殿に参りますけれども、そういう方々にある程度のお祝いのお弁当を出してあげるというようなことも内廷でやつておられます。それなんかはそれ相応物価にスライドいたしまして経費が上がっていくわけでありまして、これの数も相当あるものでございまして、どうしても内廷費の方の人員費にあらざる部門というものもある程度その辺をにらんで措置をお願いしたいというわけは、いま申し上げたようなところでございまして。

○新井委員 私は何もこの計算自体が間違っているとかどうのこうのということはないのです。これだけ上げてほしいという法律案でございまして、それに對して賛成するか反対するか、これは少ないではないかということがあつたら言つてあげたいわけですね。ところが、現実的には何もないわけではございまして、何かお困りのところがございまして、皇室経済閣僚会議でもお話しになつたら、これで結構ですというお話なんですから、足りているのだらうと思ひます。

今度は逆の面から、もう一つ国民の側から見まして、決して御不自由をおかけしてはいけなという考えを持つていらっしゃる方も多々あります。内容的には一体どうなつていらっしゃるのだらうということも、またある程度わかつた方がわかりやすい、説得しやすいということがあつたらと思ひます。そういう意味でお伺ひしているのでもございまして、これはこの程度にいたしまして、お困りでないということなら、それで結構だと思ひます。

面まで考えられるのかということ、こつちばかりでございまして、思いながらいま質問しておつたわけではございまして。

それから、昨日午後でしたか、浩宮様が成年式を前に東宮御所において記者会見をされたわけでありまして、その様子がテレビでも報道されました。その報道の中で、非常にりつぱない記者会見であつた、国民の人々にもこの様子を生の声で聞かせてあげられないのが残念だ、宮内庁で許してもらえないからだ、そのような趣旨の報道が載つておつたわけではございまして。宮内庁というのは、私が言つておられるわけじゃないのですけれども、世間一般で言われているのは、非常に閉鎖的で、本来の天皇陛下のお考えであるとか宮家のお考えは、もつとも国民の皆さんと接して對話を重ねていろいろなことをしたいのだけれども、宮内庁が邪魔をして、そういうような閉鎖性があるというところをたまにお伺ひするわけではございまして、そういうことについてはどのようにお考えになつていらっしゃるのですか。

○富田説明員 ただいまの御指摘につきまして、私も平素から、少しでもそういうことのないようにというつもりで努力はいたしておるのでもございまして、なかなか御理解をいただくことがよくないところまで熟し切らないらみのあることを残念に思つておられます。

ただいまのこと、ちよつと私もそのテレビの言葉を聞き漏らしましたので、よく事情を確かめてみたいと思つておられます。新聞各紙にはほとんど当時の状況を再現したような形で出ておるよう報告を聞いておるわけではございまして。

○新井委員 憲法第一条の精神にのっとりまして、やはり国民の象徴としての天皇陛下でございまして、そういうことをわきまをきつて、本日の国民との接点といふべきか、そういうものを常日ごろから図つていただきたい、こういうぐあいに御要望を申し上げておきます。それから、皇室は政治的機能は持たないわけではございまして、外交という言葉はこれはまあな

じまないかもわかりませんが、一般的に皇室外交というようにすることがよく言われているわけではございまして。これを辞書風に言えばどのように解釈をされておるか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○富田説明員 お答え申し上げます。ちよつと最後の「ジョー」という言葉の意味が聞き取れなかつたのであるは違つたことをお答え申し上げます。これを皇室外交という外交をすべき立場にはないわけではございまして、これは委員もいま御指摘になられたとおりでございまして。国と国、国民と国民との間の国際的な友好親善を深める意味においてお役に立たれようというふうな、陛下を初め皇族はお考えになつておられるわけではございまして、そういう意味で、日本国内におきまして、それぞれの国から駐在をいたしておられる大使等との御交際、あるいは国連事務総長が東京を訪れたとか、あるいは難民救済の組織の長が訪れたというような際にも、外務省の判断等も加わるとは存じますが、お伺ひしてひとつよく話を聞いてほしいというふうなこと等から、お会いになられる。しかし御会話の中身は、非常に一般的な人道的な、あるいは科学的、文化的なことに終始されるのが大体の状況でございまして。

それ以外に、国外に両陛下も二回お出になられました。皇太子殿下、同妃殿下初め皇族の方々がそれぞれ相手国の要望を受けられまして、純粋に国際親善に役立つならばということでお出かけになつておられる例はかなりのことを承知いたしております。

○新井委員 先ほど辞書と申したのは、字引とか辞書という意味の辞書でございまして、これは皇室外交というのの辞書の中に別にならないうことになつて、そういうのを言つてみればどういふことになるか、いまのお答えは非常にこつぱでございまして。そういう、言つてみれば皇室外交それに対する何か原則的なものはお持ちでござい

○富田説明員 この原則と申しますのは、一つは、陛下がそういう行動をおとりになる、あるいはそれに準じて皇太子殿下ほかがおとりになるということ、これはこれは私人の活動ではございせん。やはりそれぞれの憲法上に規定をされました御性格というものに基づくあれでございまして、これは国事行為というふうには規定はされておるが、非常に大事な国と国との間の関係でございまして、これはやはり内閣が最終的には責任を持つ、つまり判断も、あるいはその結果につきましても責任を持てるという形におきまして行われる。したがって、当然象徴というお立場からは、これが政治的なことであつたり、あるいは象徴という性格からにじみ出します事柄に違つておることであつてはならない。また

もう一つは、TPOと申しますか、その時期、ところ、機会というものがやはり本当に純粋に国際親善の場となるにふさわしいというふうな時期、場所、機会というものをいろいろな角度から考へて実現をされるということだらうと存じます。

○新井委員 これは宮内庁にお伺ひするよりも外務省の方がいいかどうかはわかりませんが、外国の賓客にはランクづけというものがあつたらうとお伺ひしておるわけではございまして、そういうランクづけはございまして。

○荒田説明員 お答え申し上げます。外国から賓客が訪日される場合でございまして、ランクづけとは私も申しておるが、当該国の賓客が元首である場合には国賓としてお迎えしておまして、首相あるいは副大統領という地位の方がお見えの際は公賓ということに接遇いたしております。

○新井委員 ことしも国賓として来日が予定されている元首というのは、私いま手元に資料を持つておられますが、決まつていても一カ月前までは絶対に発表しないというのが外務省の基本方針でございまして、そういうぐあひになつてお

○荒説明員 お答え申し上げます。

本年度の外国の賓客の来日予定でございますけれども、私どもとしましては、当該国との協議を了して決定したものににつきましては、閣議決定等の手続を了し次第発表いたしておりますが、今年度につきましては現在幾つかの国と現実に協議中でございます。

それで、きょう現在といいますが、現在決定しておりますのは、四月中旬にスウェーデンのグスタフ国王が国賓としてお見えになることと、それから五月の下旬でございますが、中国の華国鋒総理の来日が予定されております。それ以外につきましては、先生御指摘のように、相手国との関係もいろいろございまして、公表はまだできない段階になっておるといふことでございます。

○新井委員 外務省と宮内庁の基準では元首と首相とは接待の仕方が異なるのかどうか。異なると思は、どこがどう異なるのか、お教え願いたいと思ひます。

○富田説明員 これは宮内庁といいますが、皇室のお取り扱いと外務省のあれとはまさに一致しておると存じますが、私どもの理解の仕方では、元首とか首相とかいうことからこうだといふのではなくて、先ほど外務省から御説明がありましたように、閣議決定をして国賓として遇する、あるいは公賓として遇する、こういうふうに関議決定が相なりますれば、私どもの方はその国賓にふさわしい御接遇をいたす、公賓にふさわしい御接遇をいたす、こういうことでございます。

○新井委員 別に外務省ありませんね。

一昨年の秋に訪日した中国鄧小平副首相の接待の格づけはどのようになっておりましたか。

○荒説明員 お答え申し上げます。

一昨年の鄧小平副総理の訪日でございますけれども、当時閣議了解をやりまして公賓として接遇いたしておりました。鄧小平副総理の場合は、もちろん隣国、中国との関係ということもございまして、通常の公賓とやや違った点がほんの少しございますけれども、冒頭申し上げましたように、閣

議を通しまして公賓ということに接遇いたしました。

○新井委員 いまお話がありましたのが、ことしの五月二十七日から五日間来日が決定されております中国の華国鋒首相の接待はどのような格づけで行われるわけですか。

○荒説明員 お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの件でございますけれども、華国鋒総理がお見えになったときにどういふ接遇をするかにつきましては、実はこれから政府部内におきまして鋭意検討の上決定する段取りになっております。

○新井委員 さつきも答弁がありましたけれども、公賓として鄧小平副首相をしたのですけれども、それはちよつとまた別のあれをやられたというぐあいにお伺いしております、外務省としても今後そういうことについては問題なきようにひとつ配慮をお願いしたい、このように思ふわけでございます。

こういう一つの皇室外交といいますが、先ほど長官からもお話がございましたように非常に成果を上げておるといいますか、大事なことだろうと思ひます。今後ともこういう皇室外交というものをどんどん広めていただきたと私自体は希望するわけでございまして、そういうことについての御見解を承つておきたいと思ひます。

○富田説明員 お答え申し上げます。

皇室外交という言葉を御使用になられましたのが、これは先ほど私が答弁申し上げたことで、そういう意味で御理解をいただきたと思ひますが、いまお尋ねのように、これは広げるといううな何かこう意図的なことというよりは、ある意味では、私どもの感じでは受けて立たれるということでございます。国の交際が頻繁になり、また、日本の世界における立場がいろいろとその意味を持てまいりますればおのずから広がる、内閣その他のいろいろな判断というものを尊重しまして、それに応じて御接伴なりいろいろな御行為をなさる、こういうことに理解をし、万遍漏なき

を期したいと思つております。

○新井委員 これは、外務大臣はきょうはお見えになっておりませんが、総理府総務長官として、こういう皇室外交というものを、確かに、皇室としては、そういうものをお受けして少しもお役に立ちたいという、受けられる立場であらうかと思ひますけれども、国として外交をやつていく上におきまして、今後この皇室外交というものについてはどのようにお考えになりますか。

○小淵國務大臣 いわゆる皇室外交というものにつきましては、先ほど宮内庁長官が御答弁されましたような精神をもつて行つてまいることでありまふとすれば、まことに結構なことだと存じております。

○新井委員 では、時間が参りましたので質問を終わりますけれども、担当の総理府といたしまして、今回のこれは何年越しかで提案をされた皇室経済でございます。そういうわけで、物価上昇、いろいろの面がありまして、経済に影響を及ぼさないようにしなければいけませんけれども、余り差が開かない間に見直しをするというのが基本的な考え方ではなからうかと思ひますので、そういう面もひとつ御配慮をしていただきた、これを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○木野委員長 次に、上田卓三君。

○上田(卓)委員 きょうは小淵総務長官、富田宮内庁長官もお見えでございますので、私は前にも申し上げたわけでございますが、政府の各大臣、あるいは各長官においてはすべて政府委員になられておるわけでございますが、宮内庁長官が政府委員になられていないと記憶しておるわけでございます。その点の確認と、そしてなぜ宮内庁長官が政府委員に任命されていないのか、その点について総務長官なり宮内庁長官から直接お聞かせいただきた、このように思ひます。

○小淵國務大臣 上田委員御指摘のように、宮内庁長官は現在政府委員としての任命がなされておらないわけでございます。本件につきましては、昨年四月に当委員会におきまして、委員から同様

の御趣旨の御質問がありまして、その後検討いたしてまいつた次第でございますが、宮内庁長官の職務としては、行政の長としての立場と、また側近奉仕の責任者としての立場の両者をあわせて持つておりまして、陛下の行幸啓、お出ましの場合供奉し、また宮中の儀式、行事の際にもそばにおることが非常に多いということで、政府委員として常時委員会に出席することは事実上困難だ、こういう考え方でございます。したがって、従来、宮内庁次長並びに皇室経済主管が政府委員として委員会に御答弁申し上げてきたところでございます。

お尋ねの件につきましては、内閣官房と相談をいたしてまいりましたが、従来どおりの立場で宮内庁としてはお願いをいたしたい。しかし、国会におきましてでもできる限り委員会には出席をいたしてまいりたいと思ひますので、特に政府委員としての国会ごとにおける指名がなくとも、可能な限り出席をいたしたいということでございまして、政府委員の任命をいたさないということに相なつておる次第でございます。

○上田(卓)委員 長官のお言葉でございますが、国会中は常時政府委員が出席しなければならぬというよりも、その関係する法律が提出されたときに、また、その質疑に出席するわけでございまして、元号法案のときも宮内庁長官も御出席されておりましたし、きょうまた、このように御出席いただいておりますわけでございますから、私は今日の状況を考えた場合に、政府委員にしても何ら差し支えはないのではないかと、こういうふうに思つておるわけでございます。

各大臣なり各庁の長官なども大変多忙をきわめておるわけでございますが、そういう多忙の中でも、やはり政府委員として国会に向向いて国会議員の質問に答えるということになっておるわけでございまして、たとえば警察庁長官なども、いろいろな形で大変お忙しい方であらうと思ひますが、警察庁長官も政府委員にもなつておられるわけでございますので、宮内庁長官だけ政府委員にな

らないことによつて何か別格扱いを受けておるのではないか。實際なつたからといつていまとそんなに大きく変わるものではない、そういうように私は思つておるわけでございます。前の長官にも申し上げて、もしか任命されたら、政府委員にならさしていただくことにやぶさかでないというお言葉をいただいております。

そういう点で、宮内庁長官の方から、私が申し上げている中身が果たして理解できるのか、やはり政府委員でない方がいいというふうに考へておられるのか、その点ひとつ当事者からお聞かせいただきたい、このように思います。

○富田説明員 昨年の四月にお尋ねもあり、自來研究してまいりまして、先ほど総務長官からその研究の結果に基づくことにつきまして御説明をいただいたわけでございます。

委員のおつしやることもまたよくわかるわけでございますが、ただ、これはこの省庁の行政の責任者についても同じ面が非常に多々あると存じますけれども、側近業務という場合に、それこそ外国交際の問題とかそういうことが最近だんだん頻繁になつておりますような状況もございますし、そういうことで、政府委員出てこいというように形で日程のやりくりがなかなかなくなつてしまふことも多い、かえつて御迷惑をかけるといふようなこともございます。本日こうしてこちらに出席させていただいておるわけでございますが、そういうことの取り仕切りができません限りは、こちらに出席させていただいて御答弁をさせていただくように、そのように御理解を賜れば大変ありがたいと思つております。

○上田(卓)委員 いまの御答弁ですが、私は納得できないわけでございまして、やはり各省庁と同じごとく政府委員になるべきであるというように思ひますし、いまの答弁で、天皇がいろいろ外国の賓客もあり云々ということでございますが、長官がおそばにおられなければならないという、そういう必要性は私は余り感じないわけでござい

ますか、国会から超然としてゐる、そのことがひいては、戦後新憲法によつて天皇が象徴という地位にとどまつたわけでございまして、何か天皇というものを戦前の天皇制に引き戻そうとする、国民から遠ざけて雲の上に押し上げていこうという、そういうような機運すらあるわけでございまして、そういう意味で、私は宮内庁の役割りというものは非常に重大ではないか、こういうふうにか考へるわけでございまして。

前の宇佐美長官にも、あなたは何年長官されてゐるんですかというようになことを、失礼であつたかも知れませんが私は申し上げたわけでございまして、二十数年間も長官を勤めるといふことで、各大臣級ではそういうことは全然ないわけでござい

ます。そういう意味では、人事の停滯といふのが、長官だけではなしに宮内庁全体が非常に他の省庁に比べて人事が停滯し、よんどおる。そういう意味では国民から見ても非常に奇異に映るわけでございまして、長官におかれましては、ぜひともつともつと日本の皇室といふものを考へられて、庁内の民主化といふんですか、人事についてのもつともつと他の省庁とも大幅に交流をするといふようなそういうことがなければならぬ、こういうふうにか考へるわけでございまして。先ほどの政府委員の問題については私は発言を留保させていただきます、さらにこの問題について詰めていきたいと思つたわけでありますが、後段の方についてひとつ長官の御意見をお伺いさせていただきますと思ひます。

○富田説明員 いまお示しの御意見、これは私どもとしても当然かみしめてその努力をしていかなければならないところでございまして。これは一時になかなかきれいな形といひますか、そういうことにはならない、徐々にその方向に、外には見えな

いかもしれませんが努力をいたしておるところでございます。ただ、仕事柄によりましては、どうしても長年

の人間関係でお互いに相許するような相互関係のもとに仕事を進めていくというようなところも、こ

れはごく特殊な部門でありますけれども一部存在いたしますので、そういうような特殊性を踏まえつつも、いまお話しのようなことについては努力を続けてまいりたいと思つております。

○上田(卓)委員 次に移りますが、新憲法に基づくところの天皇の地位、いわゆる象徴天皇そのものについて私は異議はございませんし、そのことを理解するものでございまして、しかし、若い世代にとつては天皇あるいは皇族、そういう方々と一般国民と一体どこが違うのか、同じ人間ではないか、昔であれば何か現人神のような神格扱いをされる状況があつたわけでござい

ますが、人間天皇といふことになつたわけでございまして、そこで一体何がどう違うのか、こういう疑問があるわけでございまして、日本国民の中にすぐれて尊敬されるかといひますか、とうとばれる人があるといふことで、とりもなおさず人間の下に人間を置くといふ差別の關係が生まれてくるのではないかと。今日の差別部落の実態あるいは在日朝鮮人、あるいはその他多くの人間外の人間としていろいろ差別され、抑圧され、人権侵害されてゐる方々があるわけでございまして、そういうものを考へたとき

に、天皇、皇族との關係を抜きにしてわれわれは考へることができない、このように考へるわけでござい

ます。一般論で非常に恐縮でございますけれども、大

体血の濃い者同士の結婚といひますか、そういう親族での結婚といふものはよくないのだというう

いとか結婚とかあるいは血の近い人間同士の結婚といふものについて余りいいと思われぬ傾向があるわけでございまして、そういうようなことで、いわゆる万世一系の血筋といふものが果たしてどこまでとうとばれていひのかといふことで、われわれ理解に苦しむわけでござい

ます。そういう点で、単純な質問になるかも知れませんが、宮内庁として、天皇といふものがなぜ尊敬されるのかといふたときに一体どのように説明をされるのか、ひとつお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○富田説明員 非常にむずかしい御質問でございますが、天皇がなぜ尊敬されるかといふことでござい

ますが、これは一つは、歴史的にある程度長い期間、いろいろな変遷はありましたがけれども、京都にありまして、いわゆる権力ではなしに權威といふ形で、しかもその中に、日本文化とかそういうようなものを保持し続けて今日に來たそのお姿といふものが一面にあるかと思ひます。そういう面と、それからやはり何と申しましてその立場にあられる方の持つておられる人間味と申しますか、風格と申しますか、そういうようなものがあつたといふ感じが一般の国民の方に映る。そういうような諸要素が総合されてまいりまお話しのようなことに、直接お答えになつておるかどうか知りませんが、そういうものではなからうか。

突然のことでございますが、一応お答えを申し上げる次第でございますが、なおそのほかに、いわゆる国民が採択した憲法のそれその條章においてその立場といふものを規定されて、その規定に従つてその職責を十分にお果たしになつておるといふこと、そういうことも一つの全体となつておるのではないかと

いふふうにか考へております。しかし、これは私の私見でございます。○上田(卓)委員 私見という言葉がありまして、何かよくわからないわけでございまして、われわれ国民に比べて特別な才能なり資質なりあるいは非常にすぐれて知能が発達しておる、そういうこ

とでもないのではないかと

し、血筋といつてもわれわれだつて皆血筋があるわけでごさいます、いろいろな経過があるわけでごさいます、われわれは木のまたから生まれきたわけではないのですから、天皇も恐らくそうじゃないだろう、こういうふうに思います。

それから日本の文化とか、いろいろそういう天皇家の果たしてきた役割りというものを考えた場合に、それだけで見るならば、歴代の徳川幕府においてもそうでごさいます、それ以前においてもいろいろな、もつとも日本の歴史の中で重要な役割りを果たされた方々もたくさんあるわけで、そういう中でとりわけ天皇家だけがすぐれて、とうとばれなければならないという理由を見出すというの、個々人によつて大分それは違ひがあると思いますが、統一してしかじかかくくなんだからということが果たしてどこまで言えるだろうか。

それよりも、われわれはもつと身近な問題としてあの太平洋戦争、第二次世界大戦というものを考えた場合に、あるいはもつと先には日清、日露戦争というものがあつたわけでごさいます、やはり何千万という国民が天皇の名のもとに侵略戦争をし、その中で多くの戦死者を出してきた。あるいはわが国民に対してだけではなしに、中国や隣のモンゴル、ソ連、朝鮮半島の方々、その他多くの世界の国々の方々にいわゆる侵略戦争といえますか、間違つた戦争をし、迷惑をかけてきた。そういう意味では、やはり国民の中には天皇こそが戦犯ではないか、こういうような考え方をすることも事実でごさいます。

しかしながら、そういう過程の中でも、わが国の戦後におけるこういう国家統一というのですか再建というのですか、そういう状況の中で主権が天皇にあるのではなくに国民にあるのだ、主権在民ということ、そして新しい平和憲法が制定されたわけでごさいます、そういう意味では、天皇と言ひましても、戦前の天皇制のもとの天皇と戦後のそういう象徴という地位の天皇とはまるつきり違ひがあつてしかるべきだろう、私はこ

ういうように思つておるわけでごさいます。

元号制のときにも私申し上げたわけでごさいます、大嘗祭というのですか、いわゆる宗教儀式ですね。即位というならわかるのです。天皇が亡くなられて新しく皇太子が天皇になる、そういう意味では即位をする、これは一つの儀式としてわかるわけでごさいます、何か国家神道に基づいて宗教的儀式というのですか、そういう色彩が非常に戦前もあつたわけでごさいます、戦後においてもさらにそのことが大きく引き継がれてきている。そういう大嘗祭という儀式自身が、人間から神様になるための儀式であるというふうな、われわれから見ると、そういう神様、仏様というのは名前は聞いたことはあつても見た者は恐ろしくなからうというふうに思ふわけでありまして、それが果たして存在しているのか存在してないのか、これはもう個々によつてまちまちでごさいます。

いずれにしても、そういう一つの天皇家の宗教というのですか、神道という宗教的儀式で神様になる儀式がいまだにあるというこのようでごさいます、恐らくいまの天皇がお亡くなりになられるということになりますと、今度は皇太子が人間から天皇になる儀式をまたなされるということにもなるわけでごさいます、これらが、全く国家的行事としてそういう儀式をなされないことは当然のことであり、前回においても、国事行為としてそういう宗教的色彩のあるものにはしない、それは全く天皇家の個人的な宗教行事というふうな形でお答えがあつたわけでごさいます、その点についても一度確認させていただき、私のいまの発言に対して感想的なものがあれば、ひとつ述べていただくとありがたい、このように思ひます。

○富田説明員 お答え申し上げます。
ただいまいろいろな論点からのお尋ねがございましたが、いわゆる天皇家と申しますか、これはずっと続いておるといふこと、またそれを現在の憲法が受けまして、世襲とするといふ考え方を憲法の

規定の上で明確に出してあることによつて、そういう一つの連続性のあるものを一応現憲法のもとにおいて維持をしていきたいといふことのあらわれであらうかと一つは思つておりますが、いまの大嘗祭の問題につきましても、これは非常に長いこと皇室の行事として引き継がれ今日に至つてい

るものであり、いわば普通の、大嘗祭と同じものであります、いわゆる中身は同じものを持つておる新嘗祭というのをごさいますけれども、これは元来は日本が農本國であつたといふところから生まれてきた一つのいわれがあるように聞いております。それがいわば天皇の即位というふうな時期にいわゆる大嘗祭という形、名前において行われ

てきた、こういう伝統があるわけでごさいます。そういう意味合いにおいて、まあ先のことを推しはかることははなはだいかかと私は心情的に存じますが、いろいろな行為といふものが、やはり憲法の精神、規定、こういうものを十分に踏まえて考えられるべきこととありますから、今後、現時点に即応した皇室の一つの厳粛な行事として、どういふ形であるべきか。これはそういう憲法の条章、精神、そういうものを十分踏まえた上で、検討を十分に尽くしていきたいと思つております。

○上田(卓)委員 次に進みたいと思ひます。
御存じのように、東京拘置所の跡地に、われわれから言うならば、戦争犯罪人である東条英機以下人間を戦争の犠牲者として顕彰したり、あるいはそういうことによつて軍国主義的風潮をあおり立てよう、そういう動きがあるわけでごさいます、この問題について具体的に聞かせいただきたいわけでごさいます。
何を言ひましても、数千万人のアジアの国民を筆舌に尽くしがたい戦争の苦しみにあたき込んだといふことは言うまでもなからう、こういうふうに思ふわけでごさいます。戦争の犯罪人といひますか戦争の下手人で、天皇の名のもとにといふことにもなるわけでごさいますけれども、特に戦犯でございす東条英機以下のそういう戦争犯罪人

をいささかでもたたえたり賛美することは絶対に許せない、こういうふうに思ふわけでごさいます。問題のこの跡地は、いわゆる内外の世論に糾弾されたところの戦争犯罪人が処刑された刑場でありまして、政府の言うような戦争裁判の遺跡などというあいまいなものではない、こういうふうに考へておるわけでごさいます、ひとつ関係当局よりこの問題についてお答えをいただきたい、このように思ひます。

○増井説明員 御案内のとおり、三十九年の七月三日の閣議了解で了解されている事項と申しますのは、戦争裁判の遺跡として戦犯刑場跡地を保存する措置を講ずるといふことでごさいます。御質問の中にありましたように、一部巷間戦犯の記念碑をつくるかといふふうな伝えられたりすることもあるわけでごさいます、そういう趣旨は全く含まないものでありまして、豊島区でもそういう内容のものをおつくりになるといふお考えはないものと考へておるわけでありまして、あの場所を選びました理由というのは、もういまになりますとよくわかりませんけれども、わが国が戦争裁判を受諾したといふことで、戦争裁判は極東国際軍事裁判だけでなく、海外各地でもあるいは国内その他の地でも行われているわけでありまして、けれども、それらを全部含めて、歴史上いまだかつて例を見なかつた戦争裁判といふものを受諾したといふことで、最もつながりが深いと思われるような位置を選んで保存の措置を講ずることにしたものだといふふうなしか考へられないように思ひます。

○上田(卓)委員 あの跡地は、戦争裁判を受諾したその跡地ですか。あそこは東条英機以下の戦争犯罪人が処刑された場所じゃないんですか。
○増井説明員 あの場所は、一応戦犯刑場跡といふふうに了解でも表示されておりますので、そういう死刑の執行も行われたと思ひますが、いわゆる果敢ブリズンの一部でごさいます、あそこでは未決の拘禁を受けた者も拘禁されていたわけでごさいますし、それから有期の自由刑の執行

もまた行われているわけであります。そういった、あそこでも現に拘禁され、あるいは刑の執行を受けた裁判だけでなく、海外あるいは国内その他別の個所で戦争犯罪法廷から刑の言い渡しを受けた、そういったものも全部含めた戦争裁判の遺跡としてあの部分を保存する、そういう趣旨でございます。

○上田(卓)委員 いえ、それはあなた方ははっきり申し上げて戦争裁判の遺跡として位置づけたというものであつて、その位置づけ自身が間違っているわけでは、いゆる遺跡とは何かという問いにもなるわけでございますが、あそこは、あくまでも遺跡というならば、東条英機以下の戦争犯罪人が処刑された場所なんです。それもありまして、云々ということで拡大解釈すべきでないと思うのです。その点についてどうですか。

○増井説明員 閣議で了解されている内容は、単に戦争裁判の遺跡として保存するという表現になつてはいるわけでありまして、単にA級戦犯の処刑を記念するとかそういった表現は一切設けられていないわけでありまして、たまたま、そういうことで最も戦争裁判の刑の執行とつながりが濃厚であるというふうなことはお説のとおりでございますけれども、あの場合に保存の措置を講ずると申しておられます戦争裁判の内容は、広くもろもろの戦争裁判を含めた趣旨であるというふうにも思っております。

○上田(卓)委員 戦争裁判という言葉がちょっとなじまないの、あれは戦争犯罪人を裁判にかけたんです。そうですね。その点どうですか。

○増井説明員 一応そういうことになろうかと思ひます。

○上田(卓)委員 ちょっと、一応ということはどういうことですか。洪々という意味ですか。そうじゃないんです。一応ということを取り消しなさい。戦争犯罪人が裁判にかけられ、そしてその場所が処刑された場所。正確に答えてください。

○増井説明員 戦争犯罪者として名指しされて未

決拘禁された人あるいは戦争犯罪人として起訴されてあそこへ拘禁された人、それから刑の言い渡しの受けて執行を受けた人、そういった人たちがあそこへ拘禁されたということになろうかと思ひます。一応は、取り消します。

○上田(卓)委員 それじゃあれですね、いゆるその碑というものは、これははっきり正確にしておかなければいかぬですが、戦争犯罪人を戦争の犠牲者として顕彰するということではないですか。答えてください。

○増井説明員 そういった趣旨は毛頭ございませ

○上田(卓)委員 それは当然のことでしょうね。戦争犯罪人を、加害者が被害者のごとく、戦争の犠牲者として顕彰されるということは絶対あつてはならぬ。それはかつての侵略戦争を肯定するものであると言わざるを得ない、新憲法に違反するものであると言わざるを得ない、こういうふうに思つておるわけでございます。

そこで、この閣議決定でございしますが、これはつきり申し上げて、われわれにとつては名うての軍国主義者と言つてもいいというふうに思うわけでございますが、賀屋興宣氏がこの閣議了解で重要なそういう役割を演じた、こういうふうに言われておるわけでございますが、そういう意味で、閣議了解の目的ですね、どういう目的でこの閣議了解というものが決定されたのか、その趣旨、目的というものをこの場で再度ひとつ確認をしたい、このように思ひます。その点がいまいになるとあの問題が大きく崩れてまいりますので、その点についてひとつもう一度明らかにしていただきたい、こういうふうに思ひます。

○増井説明員 閣議了解につきましては、当時法務大臣と大蔵大臣から求められているわけでございますが、何分にも古いことでございまして、当時の書類はすべて残っておりません。ただ、いままでわかつておりますところでは、昭和三十三年に旧東京拘置所の移転が閣議で了解されまして、その後池袋周辺の都市計画が検討されている中

で、三十九年の六月、日本遺族会など七団体から東京拘置所刑務跡地を戦争裁判の遺跡として保存することを内容とする陳情がなされたので、戦争裁判の遺跡として保存されることになったもののようでありまして。

○上田(卓)委員 閣議了解のときのそういう文書というのですか、そういう証拠というのですか、そういうものがないわけですか。

○増井説明員 閣議了解の内容につきましては、三十九年の七月五日付の官報の資料版にいきさつの記事がございまして、それから、閣議了解自体につきましては、内容はわかつておりますけれども、わずかに二行しか書いてないわけでございます。

○上田(卓)委員 そうすると資料がない、こういう状況であらうと思うわけでございますが、それでは、そのときの閣議了解の目的、そういうものについてはいろいろ解釈できるわけですか。たとえばわれわれは、戦争犯罪人が処刑された場所であり、逆に言つたらそれが事実であるということから、そこにそれを記念するというのか、あるいは後世にこのことが東条以下が処刑された場所であるということを目印になるというのか、そういう意味にしか理解できないんだけれども、物の考え方によれば、東条英機以下は外国のために戦争の犠牲者になったんだというふうな形で碑がつくられるんだというふうになりますと、これはまた先ほど言いました大きな憲法違反だけではないに、本当にいまの世界の流れに逆行する、そういう犯罪人を英雄視することにもなりかねないわけでございますから、この点は明確に位置づけることが先ではないか、こういうふうにも思うのですが、その点どうですか。

○増井説明員 抽象的な表現で記載されておりますので、解釈の余地はあらうかと思ひますが、戦争裁判の記念とかそういう表現を使わないで、ただ遺跡というふうな表現を使つておられるところから考えますと、歴史的事実として過去に戦争裁判が行われた、その事実だけを明らかにするということと了解が行われているというふうな考えられま

す。

○上田(卓)委員 ちょっとあなたでは答弁が役不足というよりも、ちょっと荷が重いんじゃないか、私はそういうふうに思ひます。これは非常に重要な問題でございますから、この問題につきましては、いずれ予算の分科会なりあるいはその他の委員会においても質問がなされることだというふうに思ひわけでございますが、さらにこの問題について先へ進みたい、こういうふうに思ひます。

あなた方は閣議了解を根拠にして、資料というものがなない中で、要するに閣議で了解したんだということが前提になつて、公園用地の無料貸し付けの条件として、保存の仕方、それから記念碑の大きさとかあるいは形とか碑文の内容まで大蔵、法務、建設の三省で決めて、そして豊島区を縛つておられるわけは言わざるを得ない。また、われわれはそういうふうに仄聞しておるわけでございますが、その点について、事実であるのかどうか、各省別にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○増井説明員 裁判遺跡の保存方法につきまして、国側で現地豊島区に対して押しつけることかといった事実はございせん。この問題につきまして、実は遺跡を含めまして周辺が都市公園になつております関係上、遺跡の保存と都市公園の設置をどのように結びつけて考えたらよいか、その点について説明してほしいという要望が豊島区から法務省にございましたので、当時閣議了解の趣旨を説明する一つの方法といたしまして、便宜法務省でスケッチを作成いたしました。それからまた、碑文ではなくて、当時そのスケッチでは、私どもは記念碑をつくるというところは考えておりませんで、単に遺跡の説明文、そういったものをつくる方がいいのではなからうかというふうなお話をしておりますので、説明文の一つの案として現地のの方に参考として内容をお知らせしたことはござい

ます。しかし、それに基づいてどのよう豊島区の方がそれを扱われたかということにつきましては、私の方は必ずしも十分に承知していないわけでございます。まして記念碑をつくるなど

いったことは私の方からは毛頭言ひ出しておりませんし、高さを指定するとか、そういったことも一切言っていないわけでございます。

なお、法務省でつくりましたスケッチにつきましては、大蔵省と建設省の担当の方にお示ししておりますが、大蔵省の方では何ら意見がないというふうなことでございましたし、それから建設省の方でも若干スケッチにつきまして、かた苦しい築地のようなものでなくて、生けがきにした方がいいのではなからうかという程度の意見は聞かされておりますけれども、三省で合意したというほどの事実はございません。

○上田(卓)委員 三省の中で特にあなたの方で具体的に御指導されたようでございますが、ここにあなたの方が参考にしたらどうかということでごくつてお示しになったものでした。

○増井説明員 いまお手元にあります説明文でございますが、それは法務省で一応起草したものでございます。わが国は平和条約の十一條で戦争裁判というものを受けておりますので、その表現を参考にいたしまして、歴史的事実だけを最も簡潔に表現する方がいいのではないかと、ということであつた例を示したものでございます。

○上田(卓)委員 そうしたら、これは碑文ということで、表は戦争裁判の遺跡ということになっているんですね。われわれは、あえてもしかこういう碑をつくるのなら、戦争裁判の遺跡というよりも、戦争犯罪人の処刑遺跡というか、はつきりと戦争犯罪人と、いわゆる二度とこういう間違つた戦争を起してはならぬと、後世の人間がそこを見たときに、ああこういう間違つた戦争があつたんだな、日本の国民だけではなしにアジア、ひいては世界の平和に大きなマイナスを犯したんだな、そういう反省になるようなものでなければならぬのであつて、何か見方によれば、戦争裁判の碑で、先ほど申し上げたような、何か東条とかつかつてお国のためにやつた人間が無謀な国際裁判にかけられて犠牲者になつたんだ、それを

吊っているんだということを少しでもにおわせるようなあいまいなものであつてはならぬ、私たちはそう考へておるわけでございます。特に閣議決定の際の発議者というのですか、賀屋氏の前後のそういう言動、彼のかつてのそういう役割りというものを考へた場合、もう二度とそういう戦争があつてはならないんだとか、私が申し上げておるいわゆる平和的な立場からやつておるとはどうしても理解できないわけでございますので、特にこの問題について、閣議了解のときのこの目的というものは一体どこにあつたのか。そしてそれが証拠のないあいまいなものであるとするならば、やはり今日の時点において、そのことを逆にみると国民に誤解のないように明確にされるべきが当然ではないか、こういうふうに考へておるわけでございます。

そこで再度お聞きしますが、これはあくまでも参考であつて、区の方で自主的にどのような、表に何を書き、裏には何を書き、碑の大きさとか、いわゆるデザインですか、そういうものすべてにおいて、要するにその場所が東条氏以下日本の軍人がそういう世界の軍事裁判にかけられて処刑されたということさえわかればいいということであつて、そういう一つ一つの言葉について、あなたのところはあくまでもこれは参考で出しただけのことであつて、逆に言つたらこれは何も参考にしなくても、先ほど言つたような趣旨というものが十分に生かされるならばそれでいいということであるのかどうか、その点もう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○増井説明員 お話しのようなことも一つの見解かと思ひます。しかし、都市公園の一部を構成する都民の憩いの場所でありまして、そういうところには処刑をされたとか何かというような表現をするのはいかがかと思ひます。いづれにいたしましても、その表現につきましては、私どもは拘泥はいたしていないわけでございます。都市公園の設置、運営に当たられる豊島区でお決めるのが適当かと思ひます。

○上田(卓)委員 課長、都市公園だからそこに処刑されたとかいうのはいかがかという、それはあなたの省の意見ですか、個人的な意見ですか。個人的意見だつたら、余り意味がないですから撤回してください。

○増井説明員 法務省の意見であります。

○上田(卓)委員 都市公園の一面であるから、そういう処刑された場所であるということが明確にされない方がいいのですか。それだつたら碑は要らないのじゃないですか。ない方がいいのじゃないですか。聞かせてください。

○増井説明員 私どもは記念碑というふうなものをつくるということは別に考へていなかったわけでありまして、現在も碑をつくるということにつきましては賛成しているわけでも何でもないのです。ただ、反対もいたしております。いろいろ意見が分かれておるわけでございますけれども、私どもとしては、閣議了解の趣旨を率直に読みますと、単にこれは戦争裁判を受諾した、そして拘禁あるいは刑の執行が行われたという歴史的事実だけを簡明に表現すれば足りると考へておるわけでございます。

○上田(卓)委員 碑をつくることも何も法務省としては考へていないのだつたら、碑の文句についても一々参考までにとか、それは必要ないのじゃないですか。閣議決定の二行というものの基づいて、豊島区の方でそれを碑にするのかどうするの、どういう形にするのか、そういうものは一定のそういう趣旨を踏まえて、区の方で自主的にそのことを判断するべき問題であつて、閣議決定に基づいて云々と、碑の文句までこういう形で出すからいろいろ問題が出てくるのじゃないですか。もともと碑でも何でもいいのだつたら、別段何もそういう文言についてまで、処刑云々はいかなるものかというふうなことも必要ないのじゃないですか。いわんや法務省の見解ですというふうなことも、余りにも大上段に振つておるのじゃないですか。

○増井説明員 法務省の見解かどうかということにつきましては、お尋ねがございましたから、個人的見解であるかどうかお答えしただけのことです。あります。もとより遺跡として保存される措置さえ講ぜられればいいわけでございますので、私の方から積極的にそういう説明文を差上げたわけでも何でもございません。そういう説明でなければいけないということも考へておりません。ただ、一般常識といたしまして、遺跡として保存するということになりまして、やはりどういう種類の遺跡かということだけは普通表現するのではないでしようかというふうな言つただけでございます。

○上田(卓)委員 それだけでいいのだ。それを犯罪人の処刑された場所ということを書くことはいいがでしようかと言ふから、私はひつつかかつているのですよ。そんなことを言う必要はないんだよ、あなた自身は。

きようは建設省の方もお見えてございますので、その点についてひとつお答えください。

○田辺説明員 お答えいたします。

建設省といたしましては、公園の施設として記念碑というものがございまして、記念碑が設けられることは何ら法上差し支えないと考へております。

○上田(卓)委員 その文言についても何ら意見はありません。

○田辺説明員 意見ございません。

○上田(卓)委員 大蔵省。

○安部説明員 大蔵省の立場としましては、普通財産でございまして国有地の所管官庁としてこの問題に關与しているわけでございます。したがって閣議了解もございまして、遺跡として碑を設置するという前提がございまして、碑文の内容とかそのほか碑の形状とか、碑の位置を若干移動させるとか、そういうような自主的な問題については直接關与するものではございません。

○上田(卓)委員 区議会の議論を見ましても、こういうものが右翼などに利用されるべきではないし、また、絶対にそういうことはいけません。そういう軍国主義的風潮をおおるようなことになれば

大きな問題が起こつてくるということで、そういう考え方が支配的であるようにございます。当然区長も、平和憲法を守つて二度とこのような忌まわしい戦争を繰り返さない、そして戦争犯罪人を二度とつくりたくない、こういう立場で、いわゆる戦争じやなしに、これからの日本の平和、世界の平和のためのそういう平和の遺跡として考えておられるようにございます。そういう意味で、記念碑の大きさとか、あるいはデザインとか文章とかは当然各省においてとやかく言うべき問題ではなしに、区に自主的に任せるべきだ、こういうことでございます。

いま三者の方から聞きましたら、もう区の方でそういう場所であるということさえ——それも果たして明記したらいいかどうか別であつて、そういう閣議了解の趣旨ということだけが明らかであつて、それが目的であつて、いま言うたようにそういう碑にすべきかどうか、あるいは碑にするにしても、その大きさとデザインとか文言については区に任す、一任することであると思ひますので、もう一度各省から、それで結構です、いや任されないなら任されないと明らかにしてもらいたいと思ひます。区議会なり区の方々、区民の方々はこの問題に大きな関心を持つておられるので、国が一つそういう形で介入するのか、区に任されているのかどうかということに注目されておりますので、ひとつ一言ずつ簡単にお答えいただきたいと思います。

○増井説明員 遺跡の保存さへ行われるのでありますから、その方法その他につきましては、全部区で責任を持つておやりいただくのが相当かと存じます。

○田辺説明員 建設省といたしましても、公園施設に適合するように進められるのであれば、区の方に自主的に任せられて結構でございます。

○安部説明員 大蔵省といたしましても、法務省と同意見でございます。

○上田(卓)委員 それで結構でございます。最後に、わが日本社会党としてこの問題に対し

てこう考えておるといふことに言及いたしました。この問題については終わりたいと思ひます。

まず第一点は、公園用地の貸し付けの条件に、いわゆる戦争犯罪人の賛美につながるような設備あるいは記念碑をも絶対に反対するといふものでございます。

第二点目は、公園は、戦争を二度と繰り返してはならない、戦犯はつくりたくないという決意を示す平和公園として維持管理されなければならない、このように考えております。

第三番目には、公園施設の規模あるいはデザイン、文章などは全く自治体の自主性にゆだねるべきである。その際、戦争犯罪人の処刑場という動かしがたい事実をあいまいにすべきでないということ。

それから四番目には、そういう趣旨からして、戦争を賛美したり戦争犯罪人を英雄視するようないわゆる右翼によるところのそういう公園の利用は絶対に禁じらるべきである。それは公園の趣旨に反すると考えております。

こういう社会党の基本的な考え方というものを明らかにいたしまして、この問題について質問を終わりたいと思ひます。

次の問題に移ります。

われわれの反対にもかかりませう、元号の法制化が決まつたわけでございます。どう言いますか、時間というものをあつては歴史の流れといふものを天皇の生死によつて区分することは全く非合理的である。元号によるところのそういう歴史の区分は、かつて天皇が土地と人民を支配し、それだけじゃなしに、あわせて時間をも支配するといふ絶対主義天皇制の痕跡であるといふふうにはわれわれは理解しておるわけでございます。そういう意味では、主権在民の今日の平和憲法のもとでは、全くそういう元号といふものは考えられるべき問題ではなからう、こういうふうに通つておるわけでございます。

確かに、年を数える場合は、明治何年に生まれたとか大正何年とか昭和何年で、自分の年はい

幾つだといふことで小さいときからならされてきたこともあつて、年を数える場合は西暦じゃなしに年号を使つてゐる方がわりと多いわけでございます。まして、そのことは別段、個々人の自由意思だからいいといふものの、しかし、それではたとえばフランス革命が何年に起こつたのか元号で言えといふ言ひが言われたら、はてどうかな。われわれは小さいときに日本史にしても世界史にしても一応西暦を頭に入れて、そしてそのもとに括弧づけて年号を頭に入れたものであります。世界史と日本史の歴史の区分を考えた場合に、かえつて西暦でやつた方が非常に便利がよいといふのはわれわれ小さいときからならされておるわけでございます。尺貫法よりもメートル法というようにござい

いまではそういうことが世界常識というのですか、日本の若い世代においても取り入れられておりますし、総理大臣の施政方針の中にも八〇年代は、といふことで、五十五年のこのころのこの言ひうたはだれもなかつたとは思つておるわけでございます。そういう点でかえつて元号は不便だ、そして国民生活を大きく混乱させるものだといわれは考へておるわけでございますが、法制化されたといふことでございませう。

しかし、われわれはその質疑の中で、決して国民に元号を押しつけるのではない、強制はしないといふことを厳に確約されたところでございませう。にもかかわらず、国民に元号が押しつけられつつあるといふのが現状ではないかと考へておりました。非常に遺憾に思つてございませう。

そこで、文部省の方もお見えてございませうのでお聞かせいただきたいたのですが、学校の教科書の内容に際して、あるいは教科書の執筆に対して、元号が法制化された以後一体どのような指導がなされておるのか。特に聞きますれば、自民党からといふことのようにございませうが、元号を先に書いて後に西暦を書くべきだといふような指導もしてゐるということですが、その点について統一した指導をしておるのかどうか、その点についてちよつとお聞かせいただきたいたと思ひます。

○上野説明員 教科書のそういう年号の記述につきましては、まず著者の判断にゆだねております。それで歴史の教科書、特に日本史の場合でございますが、これは西暦なり年月が書いてあるわけですが、それに年号を併記するかどうかといふことは、教科書上、教育上それが必要で適切なことだと検定の関係で審議会で判断されまして、それにつきましては西暦だけじゃなくて年号を併記してほしいという意見はつけております。けれども、先生おっしゃられましたような年号を先に書けとかいふようなことは一切やつておりません。

○上田(卓)委員 それはひとつぜひとも徹底してもらいたいと思ひます。そういう圧力が自民党筋からある、これはまた具体的な資料が出た段階で追及したいと思つておるわけでございますが、文部省の方では、そういうどつちが先でどつちが後だといふようなことはしてない、執筆者の意向に任せておるといふことですか、あくまでも言論統制といふのですか国家統制にならないような形で、本当に執筆者の意向を十分尊重してもらいたいと思ひます。

去年の六月九日付で行政的な手続の際に元号は強制しないといふ趣旨の自治省通達が出されておるわけでございますが、そういう点で中央の諸官庁、それから地方自治体の公的文书に印刷された不動文字は、はつきり言つて元号だけにすることに大きな問題があるのじやないか。国民に強制しないといふならば何も書かないか、あるいは元号と西暦どちらを書けるような書式にすべきだと私は思ふのですが、その点についてどうなつておるのかお聞かせいただきたいた、このように思ひます。

○木村説明員 お答えいたします。

昨年の六月九日に法務省から戸籍事務に関する通達が出ておるようでございますが、自治省としては年号の所管省でもございませう、また、自治省関係の基本台帳等は地方公共団体の固有事務でございますので、そういう通達は出しておりません。

○上田(卓)委員 いや、地方自治体だけじゃないに、国の諸官庁のそういう行政手続の印刷された文書にどういふような元号表記があるのですか。

○清水政府委員 政府の中央官庁あるいは地方公共団体についてもございまして、いわゆる様式というふうなものについて考えてみますと、年月日のようなところに不動文字で昭和年月日というふうに印刷しておるものも現にあるかと思ひます。あるいは昭和という部分が何もないものもあるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、昨年元号法案を成立させていたいただきました後の問題として申し上げますが、政府といたしまして、その法案の成立の前に比へまして今後は法律ができたことだから特にどうしろというふうなことは全く指導しておりませんで、当時三原総理府総務長官の談話でも申し上げたわけでございますが、元号法というのは、従前からいわば確立された慣行としてわが国における主たる年の表示方法としてあつたものについて法的な根拠ができた、そういう趣旨である、むしろ元号法自体は将来における改元の手続をはっきりさせたものであるにどまるといふような趣旨についてはわざわざ談話の形で説明をいたしまして、誤解のないように努めたわけでございます。

もう一つつけ加えますと、そのようないわば不動文字で表示されております場合におきまして、その昭和という部分は便宜さういふふうに表示されている、いわばそこに年を表示するという趣旨を示しておるということが主たる眼目でございします。したがって、それによらないで記入されたものにつきましても、適法のものとして受理をしておるといふようなことは、それ以前と以後と全く変わつておらないということでございます。

○上田(卓)委員 やはり年月日だけにするとか、あるいはその前に昭和であれば昭和、あるいは西暦何年、いまだ言へば一九八〇ということになるわけでございますが、そういう形で、要するに昭和何年何月何日というふうな形だけでそれ以外は

書いてはならないのだというふうな印象を与えるような、あるいは何かそれと取りにしなければ窓口で精神的な苦痛を受けるというふうなことのなような、国民に元号を強制しないというならば、やはりそういう役所の窓口で国民に負担にならないような形がとられるべきだ、こういうふうに思ひますので、そういう具体化については、その点については特に留意されたい、このように思ひます。

次にちよつとお聞きいたしますが、たとえば天皇の判を押したところの外交文書がありますが、こういう文書はいままでは当然日付は西暦になつておつたわけでございますが、それはそのまゝ、外交文書であるから、元号法制ができたからといって元号であるというふうな、そういうことは考えておりませんか、どうですか。

○富田説明員 お尋ねの外交文書と申しますか儀礼的な親電、慶弔の電報あるいは文書、これは電報には日付が昔からないのでございします。それで、国際電報の受付のところの判があるだけでありまして、それから文書になりますと、これは一貫しまして正文でございしますね、もとになります、オリジナルな。これは元号によつておるわけでございます。それで、それを翻訳いたします。翻訳してつて出すわけでございます。これはフランス語の場合、英語の場合いろいろあるかと思ひますが、それは今度西暦に直してついでいく、こういうあれでございます。

○上田(卓)委員 よくわかりました。次に、元号の選定の手続ですが、われわれは、密室である日突然決まるということになしに、逐一そういう選定の手続が国民に公開されてしかるべきだ、こういうふうに思ふわけでございます。特に、選定については数人の学識経験者によつてなされるのだからというふうに思ふわけでございますが、そういう点について五人でやるのか、六人でやるのか、七人でやるのか、あるいはそれ以外の数字でやるのか、いまのところ一体どの程度の、どの範囲のそういう選定委員の選考が進んで

おるのか、そういう点についてわかればひとつお聞かせをいただきたい、このように思ひます。

○小淵國務大臣 元号の選定の手続につきまして、昨年十月二十三日の閣議に報告をいたしまして了承されたところでございます。

実際の選定過程の公表につきましては、事前に元号の候補名や考案者の名前を公表することは微妙な問題であり、むづかしいと思ひますが、事後には国民に説明し、国会にも御報告をすることは当然なことだと思ひます。

そこで、御指摘にありましたように、どういふ方に委嘱してどのくらいの人数的な方かということでございますが、この件につきましては若千名の高い識見を有する者に次の元号とするにふさわしい候補名の考案を委嘱することにいたしてあります。その人選に当たっては、りっぱな元号を選ぶために慎重な配慮をすべきと考えておりまして、現在具体的な人選に当たつて慎重を期して検討中でございます。何人、どういふ方ということにつきましてはまだ具体的に決定をいたしておらない段階でございます。

○上田(卓)委員 新元号の選定基準というものできていますか。

○小淵國務大臣 いまお答え申し上げましたように、昨秋、十月二十三日に「元号選定手続について」ということで閣議に御報告をいたしまして、決定をされておる次第でございます。

○上田(卓)委員 基準を言つてください。

○小淵國務大臣 選定の基準をいたしましては、第一に「国民の理想としてふさわしいようなよい意味を持つものであること。」「第二に「漢字二字であること。」「三番目に「書きやすいこと。」「四番目に「読みやすいこと。」「五番目に「これまで元号に「読みやす」として用いられたものでないこと。」「又はおくり名として用いられたものでないこと。」「その次「俗用されているものでないこと。」「以上の事項に留意するということでございます。

○上田(卓)委員 いま大平内閣ですから、大平元年というふうなことになるかと非常に政治色が出てくるわけでございますけれども、ちよつと聞

きますれば、いまのこの昭和の元号が決まつたときには元化とか同和、いま私ら同和对策ということと口を酸っぱくして言つておるわけですが、結局、俗化されていまいというふうなこともあるし、そのくせ国民にわかりやすい、これはなかなかむづかしいですね。これはすぐ決まるようではなかなか決まりにくいというふうなことになるわけでございます。当然やはり漢書、孟子とか論語とか書経とか、そういう古い教典から出典を求めるといふようなことにもなるのじゃないかというふうに思ふわけでございますが、いずれにしても、最終決定は総理がされるのだからというふうに思ふわけでございますが、やはり国民に、なるほどそういうふうな決まつたのか、こういう人たちが決めたのかということ、決められた元号は国民に強制しないとは言ふものの一つの物差しになるわけでありまして、使われない者は勝手に使われないのだから云々ということじゃなしに、そういう意味ではやはり民主的に決めていくべきであらう、こういうふうに思ひますので、その点について特に要望しておきたいと思ひます。

そこで、新元号ができるということですが、これもこれは実政府の公布の翌日の午前零時に元号が切りかわる、恐らくこういふことになるのだらうというふうに思ふわけですが、しかし問題は、天皇のそういう生死というのですか、そういうことの中で起こることでございますから、予測されるわけじゃございませんので、そういう点でやはり一つの大きな混乱というのか、過去にもそういうことを経験してきたところであるわけでございます。たとえば国債の償還計画などのときに、特に長期にわたつて元号を記載しているというふうなこともあるわけでございますが、そういう国債の問題、切手とかはきとかスタンプ類、これは前回私は質問したわけでございますけれども、こういう印刷されたものをどう処理するのか、あるいは手帳とかカレンダーなどの民間の印刷物は秋口に印刷に取りかかるわけでございますが、これ

らをどうするのか、あるいはそういう問題が起つて民間の方々に被害を及ぼしたときの補償はどうなるのか、こういうことを考えたときに、それは元号のところを抜きにして西暦を大きくするというようなこともあるのかもわかりませんけれども、手続的には、実際問題として各官庁においてはそういうことをどう考えられているのか、わかる範囲で手短かにひとつお答えいただきたい、こういうふうに思います。

○清水政府委員 たいだいまの御質問でございますが、一つは、たとえば国債というものはずいぶん長い将来にわたりますので支払い期日のようなものが表示されているわけでございますが、そのような表示につきましては、仮にその途中で改元ということがございまして、特定の年月日を表示するということにおいては明瞭でございまして、何ら効力の上で差し支えはないというのが従前からの解釈にもなっております。したがって、そのようなものにつきましては、格別特に急いで何かするということは必要ではないというふうに考えているわけでございます。

それから、そういうようなものでなく、ごく日常的に存在するものにつきましては、ただいま先生のお挙げになりました用紙類とかスタンプ、そういうものがすぐ思い浮かぶわけでございます。そのような問題、つまり切りかえに伴ういろいろの影響と申しますか負担、そういうようなことがあつては十分わかりますが、いかなければならないと思つております。改元の必要が生じた場合におきまして、新しいものにどのような切りかえの仕方をするかという問題が一つございすけれども、その点につきましては、前々から御答弁申し上げておりますように、どういう場合にその必要が生じたかというように、あるいはそのときにおきます国民感情、それからまた、いまの実社会にあるいは経済、取引界などに与える影響というようなことについてもやはり慎重に配慮をし、総合的に判断をすべき事柄であるというふうに考えておるわけでございます。

や具体的な視点で申し上げますれば、用紙とかそういうようなものは、できるだけむだを少なくするように、国民の方々におきまして御協力をお願いできると大変ありがたいというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、そう申しまして、書き直して使うとかというように点についておのずから制約があるということとは考えられるわけでございすけれども、できるだけそのようなことで一つの対応をお願いしたいということではなからうかと思ひます。

さらに切手というようにもございまして、切手とかはがきということになりますと、通常のものには元号なり西暦なりは記入されていなく、思いいます。記念というようにものについてそういうことがあろうかと思ひますけれども、その点までどういう場合かということでは具体的に想定することはちよつと困難かと思ひますので、お許しただきたいと思ひます。

それからもう一点、カレンダーという例でございますが、おつしやいますようにこれはかなりの前もつた期間、ある長きの期間におきまして製作されるというように、従前におきまして一つの大きな問題として言われておりました。ただ、これにつきましては、いまでも申し上げましたことから御推察いただけたと思ひますが、元号というものが、法的な意味におきましては決して強制するという立場に立つておりませんけれども、事実上広く使われていることは十分認識しておるわけでございます。また、それだけに改元に伴う影響というものは非常に広く国民全般に及ぶという現象でもあろうかと思ひます。

したがって、特定の問題だけを取り上げて、いまそれについて特にどうするということなことを申し上げることは無理ではなからうかと思ひます。実際の場合におきまして、その実態に応じて検討しなければいけない問題があれば、それはそのときに真剣に検討すべきことではなからうかというふうに考えております。

○上田(卓)委員 次に移ります。

二月十一日、建国記念の日奉祝式典というのが明治神宮会館で開催されたようでございますが、これを政府が後援されておる、こういうふうに考へるわけでございますが、このときにだれが行かれて、そしてそのときの模様というのですか、大体どういう内容のものであつたのか、そういうことがわかりましたらひとつお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○小淵國務大臣 建国記念の日の奉祝式典には私出席をいたしました。式典次第は、開会の辞から始まりまして閉会の辞までごく一般的な式典次第によつて行われました。その中で、私、祝辞の中で総理府総務長官として祝辞を申し述べてまいりました。

○上田(卓)委員 そんな一般的なことじゃいかぬです。長官、初めからしまいであられたのですか。

○小淵國務大臣 出席いたしておりました。

○上田(卓)委員 運営委員長は齋藤郎さんですね。この方が開会のあいさつでこう述べているのです。私たちはすでに元号法制化を勝ち取つた。しかし、今後また祖國のために一命を捨てた人々を祭る靖國神社の問題、有事立法の問題、國家機密保持の問題があり、それらのものすべてについて憲法改正の問題がある、こういうように述べているのです。それから運営委員の清水幾太郎さんは閉会のあいさつで、私たちもまた日本のために赤い血を流し、身命を君國にささげざる覚悟を持たねばならぬ、こう言っているのです。

これは大変な集會です。憲法を否定するといふのです。憲法改正といふことですけれども、これは改悪です。先ほどのそういう東条英機以下戦争犯罪人を英雄視するやうな動きの人々ですね、そういう人々が建国記念日というその日に祝賀といふことにかこつて、さらに憲法をねじ曲げていこう、世論をねじ曲げていこう、そういう集會に総理府の長官が出席し、政府が後援するといふことはどうなんですか、それは、そういう集會に出ることが望ましいのですか、お聞

かせいたきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 奉祝祝賀会には五十三年以来、当時の稲村長官、そして昨年は三原長官が出席をいたしました。私、今年も出席要請がありまして、総理府として検討をいたしました結果、是なるものと判断をいたしまして出席をいたしました次第でございます。

○上田(卓)委員 二年前に、たしか稲村総理府長官のときにその後援を決めたということですね。しかし、そのときに稲村長官はこういうことを言つておりました。政党内閣から宗教色がなく、国民的な気持ちで祝うこと、これを条件にしているのです。こゝまでなら私はあえてそのことについて問題にしないというふうに思つたのです。建国記念日というのが決まつたわけですから、祝う、祝ふぬはそれは国民の心のいるの差があるにしても、国としてもそういう祝う人々の集會を後援し、祝辞を述べるといふことは、そこはあつたのかもわかりませんが、しかし、あくまでもそれは政党内閣と宗教色を抜きさなければならぬのです。

そういう前提に立つて、今回のそういう式典についてもそういうものがないかどうか、もっと端的な言葉で言うなら、長官、そういう政党内閣、宗教色というものは、それもあつてもいいんだというところになつていふのか、稲村長官のときに決めたそういう条件といふものがいまなおまだ生きておるのか、生きておるとするならば、先ほどの齋藤、運営委員長の開会の言葉とか、あるいは清水さんの閉会の言葉とか、あるいは会全体の流れといふものが、あなたはつとめられたわけだから、どうですか、出席してよかつた、これは感銘したといふことなのか。えらい違ふじやないか、これは本心に憲法を改悪しようといふえらい集會に來たといふように思つたのか、その点どうですか。

○小淵國務大臣 総理府が後援するに当たりまして基準となつております、当時稲村長官のとき考へられた政党内閣、宗教色をなくし、国民すべてが祝われるやうな集會であるべきであるというやうな

ことについての基準はそのままに守っておるつもりでございます。

そこで、出席いたしまして、いろいろ御発言のあったことも私も聞きました。しかし、会そのものは、会長が式辞で述べられたことが会を催すすべてを物語っておるわけでございますので、他の方々がいろいろ御発言されましたことにつきましては、会を行うことの趣旨を決議するとか云々するものでないと思いましたが、私としては、特に留意をそばだせるようなことはなかった次第でございます。

○上田(卓)委員 ですから、今後もしそういうことしのような中身の――会長が言った言葉だけじゃないに、やはり個々の、運営委員長とかその他のいろいろな方々が発言する全体の流れというものをつかまえないければならぬというふうに思うのです。それは長官は、個人的な政治家としてのそういう考え方をどう持っておられるのかからぬけれども、少なくとも総理府の長官として政府を代表して行かれておられるわけですから、そして政府が後援しているということですから、そういう改憲につながるというの、そして現在の憲法を否定するような、そういう集会に行くということは、一党一派に偏するということですか、本当に一つの宗派に国が肩持をするというふうなことになるか、ねないというように私は思うので、そういう意味で、そういう集会は来年も再来年もあれでいいんだという考え方はあるのかどうか、その点ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 建国の日は、国民全体がひとしく祝われるものでなければならぬかと思ひます。そういう意味合いで考えますれば、こういう式典を後援するというのにつきましては、実は毎年御要請がありまして、毎年決定をいたしておることでございますので、明年以降のことについての態度をここで明確にすることはできませんが、しかし、例年行われておりますことの中身等につきましては、やはり参考にしてなされなければならぬかと思ひます。

そこで、私もテープレコーダーを持っていたわけでもございませんので、どういう発言があったかというようなことにつきましても、せっかくの御指摘でありますので、自分でももう一度よく聞いてみて、また考えてみたいと思ひます。

○上田(卓)委員 やはりあくまでも政党色、宗教色がないということが前提でなければならぬ、こういうふうにも思ひますので、長官は出席しておられたけれども私はその場に出席しておたわけでもないで、さらに改めてそういう内容について点検して、問題がないかをひとつ研究してみたいというところであります。テープレコーダーであるか速記であるか、いずれにしても何か資料があるのではなからうか、議事録ですね、そういうものを、知り得る限りの分についてひとつぜひとも私の方にも報告していただくということで返事をいただけますか、どうですか。

○小淵國務大臣 私ども後援をいたしておりますが、会の主体は主催者でございますので、その主催者にその存否につきましてもよく問い合わせてみたいと思ひます。

○上田(卓)委員 いや、問い合わせるというよりも、後援しているのだから、当然公開されてしかるべきだと思ひます、秘密の集会じゃないのだから。そうでしょう。あなたもおられたわけですから、会長提案以下一切の発言について政府は知る権利がある。そのことを政府を通じて私が質問しているわけですから、私の方へその一切の資料を提示願ひたい、こういうことです。あなたが手に入れるだけじゃなしに、私の方にその資料をいただきたい。あなたも検討しなければならぬけれども、私の方も検討させてもらわなければいかぬわけですから。そういう点で、いただけますか。どうです。

○小淵國務大臣 努力をしてみます。

○上田(卓)委員 ぜひとも実行していただきたい、こういうふうにも思ひます。次に、ことしの十二月の二日、明治神宮で予定されておりますところの教育勅語換発九十周年記念奉祝大会、これが行われるようでございます。これは明治神宮創立六十周年記念式典と一体の行事として行われようとしたしておるようでございますが、この場に高松宮夫妻が臨席するという報道がすでになされておるわけでございます。まず、宮内庁長官はこの行事、事実を知っているのかどうか、それから、高松宮殿下の出席を考へているのかどうか。私は、皇族が政治色という宗教色というのか、そういう行事に参加することは憲法違反である、こういうふうにも考へておるわけでございますが、その点について見解をただしたい、このように思ひます。

○富田説明員 いまお尋ねの大会が開催されるということは、全く聞いていなかったところでございます。したがって、また、両殿下に出席願ひと申しますか、出席していただきたいということがあることも、現在までは聞いておりません。さらに、もしそうであれば、そういうことについてどう考へるかというお尋ねのように承つたのでございまして、当該大会が、私も名前だけだいたいま承つたわけでございまして、それに臨席されるののいいかどうかという問題は、その中身がよくわかりませんが、ちよつとお答えいたしかねるのですが、一般論として申し上げてお許しを得たいと思ひます。

皇族が御臨席になるというような場合には、その行事の趣旨とか性格というものと皇族としての立場というものを十分に勘案して、慎重に御対応されるというふうには私は考へております。これが一般的な一つの見方と申しますか、私どもが考へておる考え方でございまして。

○上田(卓)委員 教育勅語というのは、新憲法あるいは教育基本法の理念に照らして一応否定されておる、この見なければならぬと思うのです。教育勅語の中身の文の文言についてまた見直すべきだという意見も聞いていますし、それについても大きな問題はありますけれども、少なくともあの教育勅語のもとで先ほど申し上げたような忌まわしい戦争犯罪が行われ、われわれにとっては、教

育勅語というのはどうしても戦争という響きを持たざるを得ないわけでございまして。そういう意味で、戦後の日本の教育、教育基本法というものを考へた場合に、やはり本質的に違ふと考へざるを得ないと思うので、そういう教育勅語の復活というのですか、これも一つの政治的、イデオロギイ的な性格を持っていると思うのです。式典という名のもとであるわけでございまして、そういうのに皇族が出席するということは大きな問題がある、ばくばく思ひますので、そういう予定があることを知らなかつたということでございますが、そういう行動を厳に慎んでもらいたいということを申し上げておきたい。十二月のことでございますから、まだ時間的な余裕があるようでございまして、長官、ひとつ詳しく情報をキャッチしていただいて、しかるべき対応をしてもらいたいということを要望しておきたい、こう思ひます。

次に、靖国神社の参拝問題につきまして御質問申し上げます、こう思ひます。

そもそも靖国神社というのは一体何か、こういうことになるわけでございまして、これは天皇の命によつて建てられたことは事実でありまして、特に戊辰戦争のときにいわれる官軍側で死んだ三千五百余名を祭るところから始まつた、こう言われておるわけでございまして。官軍側で死んだ戦士を祭る、そうすると、幕府方について死んだ多くの方々は国民の朝敵であるということとで一切顧みられない、こういうことになるわけでございまして。本当は人間が亡くなれば、神にもなり仏にもなるというところでございまして、神にもなり仏にもなるという経過の中で敵味方に分かれて死傷者が出てくるわけでございまして、相手側のやつは同じ日本人であつても朝敵であるということとで官側の方を祭っていく、そういう天皇の名のもとに死んだ人間を祭る、天皇家のために尽くした者を祭っていくのが靖国神社。そういう意味では、狭い範囲の偏狭な――それは宗教心と言ふのかどう言つていいのかよくわからないのですが、そこにも大

な問題があるのではないかと、私はこう思っておるわけでございます。

そういう点で靖国神社というものを考えた場合に、天皇がこの靖国神社に参拝するということは、あくまでも私的なものである、私的な立場から行われたものであるというふうには私は理解をしてきたわけでございます。つまり玉ぐし料は内廷費、お手元金から出されていたということでございますが、そういう点でやはり私的行為、こういうことであつたとしても、天皇は憲法を遵守するという義務が当然あるわけでございますし、神社側は最近特に憲法に敵対するといふのですか、改憲の方向を打ち出して、七八年には役員会で、一大国民運動を展開して現行憲法の改正をその筋に要望する、そういうことを最大の目標として決議しておるわけでございます。そういう意味で、天皇の参拝自身が私的行為といえどもやはり憲法に抵触するのではないかとわれわれは疑わざるを得ないわけでありまして、この点について明確な見解を出していただきたい、このように思います。

○富田説明員 靖国神社に戦後閣下がお参りになりましたのは、終戦直後の特殊な時代は別にいたしまして、昭和二十七年以降今日まで七回お参りになっておられます。これはいま御指摘のように、天皇の御行動のうち私的な御行動と申しますか、私的行為としておそばしておられる。したがって、玉ぐし料と申しますかそういうものも、委員御承知のようにお手元金から差し出されておる、こういう性格でございます。

私的なことでも憲法違反ではないかという御見解でございますけれども、陛下が七回お参りになりました後を振り返ってみますと、戦後二十年あるいは三十年たつた折とか、あるいは非常にたくさんのかどあるようなときにのみ陛下としての個人的なお気持ちをおあらわすという意味で御参拝になつておられますので、私としてはそれは憲法に直ちに抵触すると思つていないところでございます。

○上田(卓)委員 私ははつきり申し上げて、天皇というのがある特定の宗教といふんですか、そういう靖国神社とかかわりがない。たとえば天皇自身が無宗教であるとか、ずばり言うなら宗教が変えられるのか、ほかの宗教を信仰することが果たしてできるのか。まあ本人の問題だろうと思つていますが、どの宗教がいい悪いという、私自身そういうような考え方を持っておりませんけれども、宗教と政治は別だということにもなるんだけれども、先ほど申し上げたように、靖国神社自身が非常に幅の狭い宗教ではないのか、非常に排他的なところがあるのか、そういう点で、他宗教などを感じてならないわけでございます。他の宗教などを見ますと、そういう点は他の宗派に対して非常に厳しく臨んでおられるところもあれば、非常に幅広いところもあるわけでございます。天皇の地位といふものとそういう国家神道といふものと不離一体であるといふことで、何か天皇あるいは皇族を宗教的、政治的に利用していく、そういうようなものが一方にある中で、天皇家の一宗教的行事である私的行為であると言われても、天皇は個人と言つたつて、やはり個人でないわけですか。やはり憲法を遵守する立場にあるし、少なくとも象徴天皇として国民から敬愛されるということになるならば、まさしく国民の中にはいろいろな思想信条の方々、政党派の方々がおられるわけですから、国民の象徴だといふなら、それこそ脱政教といふのか脱宗教といふのですか、そういうことがあつてしかるべきだと私は思つてゐます。

だから、そういう点で、われわれ国民はなかなか納得しない、理解できない、こういうことになつておられるわけでございます。いまの状況から見ると、一私的行為であつたとしても、天皇のそういう参拝といふものは違憲につながるのではないかとすらわれわれは強く指摘をせざるを得ない、こういうふうに思つておられるわけでございます。

そこで、一つ詰めてお聞かせ願ひたいのですが、この靖国神社に対する天皇の参拝というのは公的行爲となるということは絶対にないですね。そのことはどうですか。

○富田説明員 お説のとおりと私は存じております。

○上田(卓)委員 いや、お説のとおりと申すのですが、ただ、これは総理大臣でもそうでございますけれども、私人、私的な立場と言つたつて、実際、公的な人間が私的な行動をとつても、それは私的と果たして言えるかという問題になつてくるわけです。

それで、次の問題にも関連するわけですが、三木内閣以来、総理大臣の靖国神社に対する参拝については、肩書きに内閣総理大臣と書いておられるわけですね。まあ一個人の名前を書かぬならまさしくそれは私的と言へる。しかし、国民から見ると果たして私的であるか。一國の総理が一神社に参拝したということになりますし、また公用車一つ見ても、それに乗つて行つておられるといふようなこともあつたわけですから、やはりこれは行き過ぎではないか。天皇の参拝も含めて、歴代の総理大臣が参拝されておられるわけですが、これについては厳に慎むべきである、私はこういうふうにして思つておられますので、あわせてその問題についてもお聞かせいただきたいと思つてゐます。

○味村政府委員 憲法二十条によりまして、国またはその機関は、宗教的な活動をしてはならないことになつております。しかし、他方におきましては、総理あるいは各大臣も私人としての立場におきまして信教の自由もまた憲法の規定によつてお持ちになつておられるわけでございます。したがって、総理大臣なり各閣僚大臣が私人としての立場において靖国神社なりその他の神社に参拝されるということは、憲法の趣旨から言ひまして違憲だといふことはどういふ言ひなわけでございます。

○上田(卓)委員 いや、憲法の趣旨からしても違憲だと言えないと言つたつて、それは公的なものと私的なものといふことを私は区別してゐるのだと言へばそうなるのかもわからぬけれども、やは

り公人という立場から見たら、私的な行動も皆公的な立場になるわけですね。だから、そこあたり問題で、やはり普通のわれわれと違つたわけでございますから、国民の注目しているそういう地位にある人々でありますから、そういうあなたの方の解釈は何ほでも成り立つかも知れぬけれども、果たしてそれがすべての国会議員にだけだけ納得されるか、国民がそのことに対してどの程度理解を持つかといふことになるのじやないかと私は思ふのです。

私は、天皇の地位といふものがあるいは開かれた天皇家といふものを考えた場合に、何か権力の道具に使つていくといふような、天皇家のことを思つておられるやうな、ぼくらは天皇家のことは一向思つていないんだという形で理解されがちだけれども、天皇家のためにやつておられるといふ人たちのやつておられることが、果たして実際天皇家のためにやつておられるのか。その点でだんだん天皇といふものを一つの枠の中に、こつとやつて人間天皇から神格化された天皇へと戦前のものとへ持つていくといふそのことが、果たしていまの天皇自身が望んでおられるのかどうか、私は非常に疑わしい、こつと言わざるを得ないと思つておられますので、この点についてはすれ違ひない形になつておられますので、私としては納得できないといふことを申し上げておきたいと思つてゐます。

次に、七八年七月に、当時の真田法制局長官の答弁では、公金によるところの玉ぐし料、閣議決定による公的な行事のこの二要件が、公式参拝といふことになれば条件だといふことによつてございまして、最近、聞きますれば、地方の都道府県、市町村の議会といふゆる公式参拝の要求決議が出されておるといふことを聞いておられるわけでございます。この点について、決議の数がどの程度上がつておられるのか、あるいはその決議自身が憲法違反になるのではないかと、私はこつこつと思つておられますので、七九年十一月の千葉県等の一つの町ぐるみで英霊をたたえる会への加入を図る

うというような事件もあつたわけでございまして、そういう意味で、この点について自治省として一体どのように考えておられるのかということについてお答えいただきたいと思ひます。

○中村説明員 御説明を申し上げます。

お尋ねの都道府県における決議の点でございまして、私も全体の状況について把握をいたしておるわけではございませんけれども、都道府県の議会における最近の状況について申し上げますと、五十三年の十月から五十四年十二月までの間に十七県ほどにおきまして靖国神社の公式参拝に関する議決がなされておるといふふうに聞き及んでおるわけでございます。

これらの議決書の内容を見ますと、若干の差異はございますけれども、概して靖国神社には大ぜいの戦没者が祭られておるといふことで国民として尊崇の念を禁じ得ないところであるので、政府において公式参拝が実現するように御努力をお願いしたいという趣旨のもののようにございまして、この点につきましてはいろいろと憲法上との関係等の問題がございまして、都道府県の議会におきましては、こうした靖国神社に関する問題がいろいろと論議をされておるといふようなことからこの問題を取り上げまして、政府に對しましてその要望をいたすという趣旨のものではないかというふうに存じておるわけでございします。

○上田(卓)委員 時間がございせんのでちよつとはしりたいと思ひます。

浩宮の成人式が二月二十三日に行われる、このように聞いておるわけでございしますので、いわゆる加冠の儀など十項目が発表されているわけですが、全体の予算はどれだけの、あるいは十項目のうち官廷費から支払われる項目はどれとどれか、さらにこの成年式はいかなる法的根拠に基づいているか、細目は長官が決めるのかどうか、あるいは皇太子のときとの違いがあるのか、それはどれでなせか、そういう諸点についてひとつ手短にお答えいただきたい、このように思ひます。

○富田説明員 来る二月二十三日に浩宮親王殿下が満二十歳の誕生日を迎えられるわけでございしますが、そのときに成年式をとり行う、こういうこととてだいたい準備を進めておるところでございします。

これに要する予算としましては、一応官廷費としまして五百五十四万本年予算に計上してございします。その官廷費予算で主として処理するものは、いわゆる賜冠の儀と称する成人の冠を天皇がたまうという儀式でございしますが、これ並びにあとは加冠、朝見の儀、それから祝宴、こういう儀式に一応官廷費からそれぞれ賄ひまして処理をいたそうといたしております。

なお、そのほかに三殿に奉告されるとか、あるいは浩宮殿下が主催をして恩師でありますとか学友でありますとか、あるいは昔いろいろお世話になつた人というのを招きになつて茶会をやられる、あるいは若干の記念品を出されるというふうなのはすべて内廷費から処理する、こういうふうになつておりました、これが内廷費の所用としましては約七百万ばかりではなからうか、かように計算をして実行しつゝあるところでございします。

○上田(卓)委員 時間が来ておるわけでございしますけれども、もう三十分ばかり質問の予定というのですか時間がかかるようでございしますので、後刻続きをさせていただきたいということの後の方に譲りたい、このように思ひます。

○木野委員 次に、中路雅弘君。

○中路委員 できるだけ短縮して御質問したいと思ひます。

先ほども若干御質問がありましたけれども、法案の前にもう少しお聞きしたいのですが、二月十一日の建国記念式典の問題ですが、二年前にこの奉祝国民大会に政府が後援する際に、先ほどお話しのように、宗教色、政党色をなくして、出さないうという条件に付されたわけですが、それまでの、七七年までの奉祝大会を十分検討されてこうした条件もつけられたんだと思ひますけれども、後援されるについて奉祝大会の中身について

十分検討されたのかどうか、まず長官にお聞きしたい。

(委員長退席、塚原委員長代理着席)

○小淵國務大臣 事務局をして十分検討いたさせました。

○中路委員 この問題で長官にお会いした際に、私も主催団体についても話をしまして、たとえば勝共連合も主催団体の一員に入つておるとお話ししましたら、長官がその際に、入つておるといふのかどうかということ、すぐ事務局に、同席の方に問ひ合はれておるのを見まして、長官自身がそれほど検討されてないんじゃないかという感じがしたので、昨年はこの大会は日本青年館で行われております。一昨年は国立劇場でやられていたわけですね。政府が後援の前までは、明治神宮の神宮会館で行われていたわけですが、昨年、一昨年と会場が変えられていたわけですが、これはそうした政府後援の際の条件とも関連して考慮されたのではないかと申すのですが、いかがですか。

○小淵國務大臣 まず、主催をいたしますに協賛する団体が七、八十あるようございまして、その中の一つを承知しておらなかつたということは事実でございします。

それから、明治神宮会館についてでございますが、実は私、当日参りまして、会が始まります前に、ちよつと委員長でありますさんと隣り合ひをいたしましたので、この会館を使用した経緯について若干お尋ねいたしましたところ、いろいろ会場を当たつたけれども、この会場しか予定できなかったというところで、もつぱらそうした会場探しの結果決定したものである、他意はないことであるという向きのお話がありましたので、私もさうなことだと存じております。

○中路委員 一昨年も明治神宮会館を決めていたわけですが、しかし、政府後援ということの関係で会場が変更されているのです。これは、明治神宮会館というものが宗教法人明治神宮の所有で、所管はその明治神宮の社務所、いわゆる宗教の施設の一つなわけですから、そういった点で、一たん

決めてあつたわけですが、政府の方が宗教色、政党色を出さないということを条件にした関連もあつて、わざわざ決めた会場を変更して、政府後援の一昨年は国立劇場でやられたわけですが、だから、これはまたまた会場がなかったから神宮会館でやるんだというのは少し詭弁じゃないか。一昨年、条件をつけた際に、一たん決めてあつたところまで変えてやられたわけですよ。これはどういう経過なんですか。

○小淵國務大臣 昨年の経緯をお話しただいてありますが、いま事務局からお聞きをいたしましたら、昨年申請のありました段階では、その経過についてのいかんは私も存じませんが、すでに会場を決定をされておられたということございまして、変更云々のことについては私も承知しておらないとのことでございます。

○中路委員 政府の後援の前までは、国民奉祝大会というのを、たとえばこれは一九七七年、十一回目の奉祝大会を見ますと、午前中から全部通して奉祝大会になっております。午前中は明治神宮の紀元祭へ代表が参列をして、そこで玉ぐし奉養もされておるわけですが、これは神社新報という機関紙に内容が詳しく出ていますけれども、そして奉祝大会は午後の部が続いておるわけですね。それが明治神宮会館へ会場を移して、奉祝実行委員会主催するものが行われておるといふことで、明治神宮会館でいままで行われてきたのは、その午前中の玉ぐしの奉養も含めた紀元祭の参加、そういったのを全部含めた奉祝大会としてやられてきたわけですが、だから、明治神宮会館で行うということは、その大会の会場として当然だったわけですね。政府が後援になるといふこともあつて、一昨年、私も調べましたけれども、一たん借りてあつた会場を一応変えた。政府の方は、今度は午前中のことは知らないんだ、午後の式典だけ後援したんだというお話ですが、これは余りにも詭弁なんです。

今後の場合も、長官御出席ですら御存じですけれども、集会の冒頭に、司会者、運営委員長を

初めとして代表が、明治神宮に紀元祭に行つてきたということも報告されて、そしてこの集會が始められているわけですから、政府はそれまでのことを知らないと言つても、大會の参加者、主催者は、それ全体を通してやはり一つの奉祝大會ということで進んでいる、経過からいくと、それを事實上後援されているということになるんじゃないですか。主催者自身の大會ということですが、午前中の経過を見ましても、わざわざ午前中の行事について、午後から参加された方に、皆さんの代表が参加して午前中はこういうことをやられたということも大會で報告されて、続いてこの式典が開かれておるわけです。この点はどのように理解されておられますか。

○小淵國務大臣 眞実紀元祭なるものを承知いたしておりましたので、あくまでも奉祝記念式典はそのままに開かれておるものだというふうなことでございますので、詭弁を申し上げておるつもりはさらさらない次第でございます。

○中路委員 事實上宗教法人の施設を使用されているということにも、私は、政府の後援の条件も今回の場合は踏みこたはれておるということもはつきり指摘せざるを得ないわけです。

先ほども若干ありましたけれども、この式典の中身ですね、長官は終りまで出席されていたというところから、長官自身が御存じだと思ひますが、先ほど会長のあいさつが会を代表するすべしだとおっしゃったんです。しかし、運営を見ますと、やはり運営委員会が会の中心なんですね。閉会のあいさつもみんな運営委員がやっております。そして先ほどお話しのように、黨運営委員長が式典の運営委員会を代表してのあいさつは、まさに憲法改正を目指す集會というの、あいさつの中身を見ますと中心のテーマになつておりますし、閉会のあいさつは、運営委員の清水さんが三點述べています。第一点は、来年から国、政府の主催にしておこうということ、二番目が、建国の日というのを昔の紀元祭に改めようということ、三番目に徴兵制を主張されている。この三點

が会のまとめの閉式のあいさつです。

長官は最後までこれに出席されているわけですが、少なくとも運営委員長のあいさつの中心は、先ほども紹介がありましたように、憲法改正ということが中心であるわけです。憲法を厳守しなければいけない国会議員、政府、閣僚が、こういう式典に後援者として、そして政府を代表してあいさつをされるということは、明らかにこれは最初の条件も全く踏みにじつた非常問題の集會だと私は思うのですが、長官自身出席されて終りまでおられて、この最後の、来年から政府の主催にしてもらおう、あるいは建国の日じゃなくて紀元祭に改めよう、徴兵制も一つ主張されている、この閉式のあいさつについて、長官自身のお考えはいかがですか。

○小淵國務大臣 先ほども上田委員に御答弁申し上げましたが、この会の主たる催した意義につきましては、会長式辭に尽くされておるものだと思います。ただ、その他の方々からいろいろ御発言がありましたことは事實であります。そのことは、直接的にその会において決定したすべきものだということであつての発言だと私は理解しております。

それから中身につきまして、憲法改正についていかような発言、言辭を使つたか、現在記憶に定かではありません。特に、黨さんはなかなか言葉が巧みな方でもございますので、いろいろと上手にお話しておつたのではないかとしように私も私どもそのときはお聞きしたわけでございます。それから、清水さんの発言も聞いておりましたが、私が記憶しておりますのは、総務長官がこへわざわざ出席をしておらつておるが、あなた自身は悪い人ではないと思つても、総務長官でなくて政府でやれというやうな意味の御主張がありました。私は私の判断で出席したしておることでございますので、総理府後援という姿が望ましいことだと思ひましたので、先ほど申し上げましたように、特にそれ以上の留意をそばだたせなかつた、こういうことでございます。

○中路委員 先ほども要請がありましたけれども、ことしのこの式典の中身については、政府が後援されているわけですから、主催された方から一度正確にとつていただいて、御報告をいただきたいと思つております。

これは主催者の記録ではありませんけれども、出席された方の記録の中では、たとえば黨式典委員長のあいさつの中では、元号法制化を待ち取つたが、しかも多くの問題が山積している、靖国神社の問題、有事立法の問題、国家機密保護の問題、それらすべてにつながる憲法改正の問題、ここで大拍手が起つておる。また、式典の閉式のあいさつで、運営委員の清水幾太郎さん、元学習院大學教授として紹介されていますけれども、そろそろ来年あたりから首相出席のもとに、日本国政府主催のもとに本日の式典は行われるべきだ、あるいは建国記念の日を改め、もとの紀元祭に改める、日本の運命は再び危ういものになつておる、祖国が赤い血を流したようにわれわれも赤い血を流し、身命を君國にささげるといふ覚悟を持たねばならないと言つて、徴兵制をその後主張されているわけです。

だから、こうした点についてはもう少し正確に御報告をいただいて、私は、政府が後援されているということについてはやはり重要な問題だと思ひますし、また、國民すべてが祝われるということと条件をつけられておるが、主催者を見まして、中心は一部の宗教団体と一部の右翼団体というものが主力です。詳しく申しませんが、後援のパレードの部隊を見たらわかるわけです。決して國民全体が奉祝されるやうな集會ではないわけですから、政府が主催される、しかもことしのやうにもとへ戻りまして神宮會館を使用してさらにやるということとは、最初条件をつけた政府自身も条件も踏みにじつておるわけですから、建国記念の日についての議論はこでいたしませんけれども、ことしの集會については、皆さんの方からどういふ集會の中身だったのかということとはぜひ御報告いただきたいと思つております。重ねてお願いいたしますが、いかがですか。

○小淵國務大臣 先ほども御答弁いたしました。が、主催者側にその資料の存否等まだ確かめておりませんが、努力いたしまして資料を集めてみたいと思ひます。

○中路委員 資料を集められた上で、ことしの集會に参加されたことが最初つけられた条件からいつてどうだったのかという御見解も含めてひとつ出していただきたいと思つておる。改めてまた議論をしていきたいと思います。

それから、法案について二、三お聞きしておきたいのですが、内廷費及び皇族費を改定するときの基準の問題で、いままでと同じように、皇室經濟會議の決議を受けた定額変更を要する理由、これに基づいて行われていると思つておるのですが、具体的に物件費の場合は東京都の消費者物価指數、人件費は國家公務員のアップということと出されておるが、今度のこの基準に基づいて検討された具体的な結果について御報告をいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 御答へ申し上げます。

いま御質問ございましたように、内廷費と皇族費の定額の改定につきましては、皇室經濟會議の御審議を経まして、四十三年の十二月の開催されました皇室經濟に關する懇談会におきましていろいろ審議がございまして設けられましたルールと申しますか、原則として物価の趨勢、職員の給与の改善等によつて算出される増加見込み額が定額の割合を超える場合に実施するということでございます。いまも、これによりまして四十五年度以來実施はやつております。今回もこのルールに従ひまして、消費者物価指數が三年間で一六・九%、それから三回の給与改善率が一五・一三%の上昇である。これらに基づきまして上昇率を乗じた後に、予備的經費一割を加へまして、内廷費につきましては一六・三%の増、それから皇族費につきましては一五・九%の増、一割を上回るわけでございます。この数字によりまして額を二億二千万円、これは内廷費でございます。皇族費につきま

しては二十四万円という形で改定をお願いする
というところでございます。

ただ、五十五年度につきましては、大変経済情
勢が厳しいという状況でございますので、諸経費
の削減につきまして一層御工夫をお願いするとい
うようなことから、半年実施を繰り下げるよう
な形で算定するということになりました。内廷費
につきましては七・九増の二億五百万、皇族費
につきましては八増の千九百万ということ
でお願いしておるわけでございます。

○中路委員 いまおっしゃった方式で、より定額
アップが合理性、妥当性があるように一見見え
るわけですが、実際はこの内廷費、皇族費は
皇室、皇族の私的費用であるということで、いま
まで実態については公表を差し控えておられるわ
けですね。いままでの御答弁ですと、過去の通例
によるということで支出の構成比についてはお
話をされているわけですが、内廷費の場合、人件
費と物件費の割合を二対一の割合で、さらに合計
の一〇%を予備費として加えているというお話で
すが、大体全体の過去の構成比というのはいまも
変わらない、これを基準にされているのかどうか
ということをお尋ねしたいのです。

○中野政府委員 内廷費の構成比でございますけ
れども、内容の内訳と申しますか、従来、割合で
申し上げておるわけでありまして、これはそれほ
ど変化というものは実はないわけでございまし
て、しかも大体申し上げております割合が、たと
えば三年間の平均とかそういう形になっておりま
すので、ほとんど変動がございません。

○中路委員 ほとんど変動がないといういまの御
答弁ですが、だから、この数値を逆に現行定額に
割り掛ければ一定の数値を出すことは可能です
けれども、しかし、それが現実の内廷費の支出実態
を示すものであるかという点で決まってしまう
と思いますし、だから、出されている法案の是非を
判断する材料、十分な根拠となるそれがいつも提
出されないということになっていると思うので
す。第一番に、昭和四十三年以降すでに五回の定

額改定を行っておられますが、そのたびにいまま
での公務員賃金と消費者物価の上昇率を掛けてい
くわけですが、公務員賃金と消費者物価の上昇率
とは一致したことはないわけですね。当然
人件費、物件費の比率というのは変動していなけ
ればならないわけですが、改定のたびに大体二対
二を前提で算出を繰り返されるということになれ
ば、やはり本当に検討する実態が出てこないと思
うわけですね。

それから、もう一つお尋ねしておきたいのです
が、宮内庁が定額で過不足を生じた場合というこ
とで、昭和二十二年に不時の支出のためというこ
とで、当時の金額で千五百万円の有価証券を含め
た預貯金として運用されているわけですが、この
実態についても、これは私的ということで明らか
にされていませんが、大まかな中身については御
報告していただくことはできますか。

○中野政府委員 最初の定額の物件費と人件費と
の割合で、これは片一方は消費者物価指数を使い、
片一方はベアを使うのだから、したがって、この
率に相違があるわけなんであって、一定の割合と
いうものが変わるわけじゃないかという御指摘だ
と思います。そういうことで率がまさに違わな
いと思えますけれども、その差というものはそれ
ほど実はウェイトとして出てこないわけですね。

また、それともう一つは、たとえば五十二年度の
場合におきましては物件費を二割カットしたとい
うようなこともございまして、したがって相対的
に比率が若干変わるというようにもございま
した。たとえば五十二年度の物件費と人件費を見
てみましても、定額の方におきましても大体人件
費の割合が二対一ぐらいに実はなっておるわけ
でございます。したがって、定額の物件費と人件費
との割合、それから内廷費の方の物件費と人件費
とのウェイトが少なくとも現在の段階ではおおよ
ね同じような割合を維持しておるということが言
えるかと思うわけでございます。

それから二点目の問題でございます。皇室の所有
新憲法の発足いたしましたときに、皇室の所有

する財産はすべて国に移管されることになったわ
けでございますが、その際に不時の用に充てるた
めということで千五百万、御質問にございました
ように預金を留保することが認められたわけでご
ざいます。物価がこの時期には大変上昇いたして
おるわけでございます。当時の定額の増額が十
分でなかったということなどもございまして、当
初千五百万の一部分を取り崩さざるを得ないよう
な状況が続いたため、千五百万をかなり下回る
と申しますか、そういうことになったわけござい
ますが、その後運用の面におきまして努力をい
たしておるわけでございます。また一方、内廷
にある方々の御結婚によりまして、この方への支
出もあるということが実はあつたわけございま
す。私ども内廷基金を幾らでも多くすればよいと
いうことを実は考えていないわけでございます。ま
して、当初不時の用に充てるためというところでござ
いますので、そういう用に充てる程度のもを保有
するように努めたいと実は考えておるわけござ
います。

なお、この問題につきましては私経済に属する
問題でございますので、額などにつきまして申し
上げることは差し控えていたいただきたいという
ふうに存じます。

○中路委員 定額アップというのは一応の方式と
してあるわけですが、しかし、なかなかこれ
だけでは支出の実態というものが事実上明らか
にされないわけですね。「註解日本国憲法」という書籍
を見ましても「本憲法は皇室の存続を承認すると
共に、天皇の神秘性を弘張してこれを真に国民の
皇室たらしめんとし、その立場から皇室の財政に
ついても、従来国民から隠秘されていた経済を明
明化して、国民の疑惑を一掃するために、これを
国の財政の一部となして、皇室の自律主義を廃止
した。」というふうにも書かれておるわけですが、
こうした精神からいって、もちろん支出、収入の
細かい私的な経済を言っておるわけじゃないので
すが、全体として実態を明らかにされないとい
うのアップ自身が妥当なのかどうかということの審

議もなかなかできないわけですね。
そういう点で、これまでずっと同じ方式を採用
されておるわけですが、宮内庁長官は皇室
経済会議のメンバーとして出席されておるわけ
なで、この皇室経済会議で決められました。昭和
四十三年ですか、皇室経済会議の議員懇談会で定
式化された方式について、改めて妥当なのかどう
かという御検討も一度していただく必要があるの
ではないかというふうには私は考えるわけですが、
いかがですか。

○富田説明員 いま御意見を承ったわけござい
ますが、物件費に見合う消費者物価の上昇率、人
件費に対応します公務員給与の改善率、これは先
ほどちょっと経済主管から御説明を申し上げまし
たけれども、毎年全く同じ率というのじゃなくて、
やはり微動はいたすわけでございます。ことに人
件費が若干じり高と申しますか、そういう傾向を
示しております。これは国家公務員給与に準じて
処遇を極力いたしたいという観点からそういう姿
が出ておるかとも存じますけれども、そういうこ
とがございまして、どうしても物価と公務員給与
改善の人事院勧告というものが非常に相関連
しておる部分が多いのだという御指摘は私もよくわ
かるわけでございますけれども、いま申しました
ような内部に相当大きなウェイトをする、五十二
年の折には三三%と申し上げたかと思いますが、
その後三五%になったときもあり、ここ数年をあ
れしてみますと三四%ぐらいを示しております。
そういうことから言いますと、昭和四十三年に
いままでの皇室経済の歩みや道筋というものをい
ろいろ研究され審議されまして、そこでそのとき
の総理大臣の給与のアップにスライドしたらと
か、いろいろな意見もあつたやうでございませ
けれども、一番中立的なと申しますか、そういうよ
うなことで平均した一般公務員の改善率、それか
らいろいろな諸経費が物価の高騰によつて圧迫を
されるわけでございます。そこは非常に御工夫
を願っておるわけですね。

実は五十四年度においても、われわれ事務段階

のあれでは、いまお話しがありましたいわゆる原則、これに照らしますと、すでにそれを越えておる、と同時に、人件費なんかもある程度処理しなければならぬ、そういう数値が出てまいっておりました、これをどう措置するか、いろいろ苦心工夫をいたしたのでございますが、やはりそれほど大きく上回っておるわけでもないという状況から、昨年度はいわば一応見送ったわけでございます。それが本年にずれ込んでおるといふ事実はございます。そういう形でございりるところまで、多ければいいというものではございませんから、ぎりぎりのところで御工夫を願つて、いよいよのところでは皇室経済会議の審議を経て国会の方に御提出を申し上げる、そして御審議をいたしたい、こういうことで本年はお出ししたような経緯でございますので、その点をひとつ私の気持ちとともに御了承いただければと存じます。

○中略委員 私、天皇が象徴天皇としての職にある、いわば特別公務員とも言えるような立場にあられるわけですから、それに必要な支出というのは認めるわけですから、それに必要な支出というのかというのを検討する際の合理的な根拠がなければいけませんから、五回にわたつて同じ方式で一応いままで定額アップをされてこられたわけですから、この方式についても、この次の機会には一度御検討をお願いしたいということを重ねて要請もしておきたいと思つております。

というのは、特殊で、構成が違うので、単純な比較はできないというお話もありましたけれども、たとえば今度の改定後の定額を内廷費の場合で見ますと、五十四年度のベースアップ後の国家公務員の平均年収手取り額——この内廷費も皇族費も所得税法第九条一項で非課税になっておりますから、平均の手取り収入額は、いただいた資料で見てもみますと、国家公務員の平均の場合は三百二十六万五千円ということになりますから、これの約六十数倍ということになっているわけです。あるいは先ほどお話しした総理大臣の税引き所得千五百七十四千円の十三、四倍ということにも当たるわけ

ですから、税込みの名目収入で試算すると大変な額になります。こういう点で見ると、いまの国民の生活の実態から見ても、果たして妥当性があるということでは受けとめられるかどうかというふうにも思ふわけです。そういう点でも、実態についてもう少し明らかにしていただきたいし、この方式についても一度検討していただきたいというのを重ねてお願いをしておきたいと思ひます。

大変短い時間で私きよう御質問するというお約束なので、あと一問だけ、一つの問題だけ。これは午前中同僚議員も質問されましたので、簡潔にお聞きしたいのですが、例の葉山御用邸の問題です。

昭和四十六年の一月に御用邸が焼失してからずっとそのまま放置されていたわけですね。四十九年の二月十九日に本委員会が私がこの問題を取り上げまして、焼失されて三年余そのまま放置されている、どうされるのかという御質問も、また、地元のいろいろな声もお伝えもしまして御質問しました際に、当時のたしか宮内庁次長長生さんでしたか、御答弁の中で、再建とともに一部開放も検討する、一部開放の可能性がある、対象は付属邸を中心に検討している、ということがありまして、それから後の四十九年の三月二十日に葉山町議会の、再建とともに敷地の一部を払い下げてほしいという決議が皆さんの方にも寄せられてまいりました、何度かこうした要請が来ていたと思ひます。昨年の暮れも、十二月二十四日に、これは町議会が満場一致で葉山御用邸付属邸の払い下げ決議についてというのを寄せられております。いよいよ再建の方も、私も聞きまして、本邸の方です、ね、相当外壁も終わっているようですね、けれども、いつごろこの御用邸の本邸の方の工事が完了するの、また、付属邸の一部を移築する、というお話もありますから、それを含めまして、本邸の完成は大体いつごろなのか。また、本邸が完成しますと、この使用はどういう形になるのか。那

須、須崎の方にも御用邸がございまして、それとの関連で、葉山の方の再建された御用邸はその後どういふふうなお使いになるのか、あわせてお聞きをしたいと思ひます。

○富田説明員 お尋ねの、葉山御用邸の建設の現状でございますが、五十三年度から着工いたしました、委員さんになられましたように、現状は二年を経過しているわけでございますが、三年目に入りまして、五十五年度で本邸は完工になる予定で工事を取り進めております。現在は六割方と言つてよろしいかと思ひます。

さらに、並行して一部作業を進めておりますけれども、いわば焼け跡の整理に關連した庭園の造成の問題でありますとか、あるいは付属施設の整備、それから、皇宮警察なんかの施設もその中に入りますので、そういうものとの関連というようなことで、最終年度を五十六年度ということに置いております。

したが、いまして、御使用ということになりますれば、何か急なこともありませんれば別でございますが、五十六年度に完工をいたしました暁というふうに一応考えております。したが、いまして、集約した後をどうするかという問題、土地の問題等は、その時点において具体的な問題として登場してくる性格のものであらうと存じます。

付属邸の方は、大正八年かにできました建物がある、そのまま残つておるわけでございますが、これも由緒のある数室だけを本邸の中に木造建築として取り込むというところで移築をする予定でございます。これも徐々に進んでおることと思ひますが、そうなりますと、こちらの方のいわば土地の有効利用という観点からの解体という問題も起こってくるかと思ひます。そういうものも五十六年度に入るというふうに一応考えております。

その跡の始末でございますが、これはいま委員がおつしやいましたように、地元葉山の皆さん方に、ことに町議会に集約されました御意見というの、ぜひ再建をされたい、また、その跡地を有効に地元のために活用をされたいという御趣旨と受け

取られます決議等がなされておるわけでございます。これは現物は実は来ていないのでございまして、昨年十二月にその決議があり、こういう内容であったということも十分承知をいたしております。承つております。そういうことでございまして、これを用途廃止をしまして、国有財産として大蔵省に一応引き継ぎ形になるわけでございますが、そういう際に、これは別に法的な権利としてこちらが言うということではなからうと思ひますが、当然、その用途廃止をして移管をするということに關連した経緯の説明なり、そういうことは十分しておくべき責任があるかと存じますし、そういう過程におきまして、御用邸の地元との非常な長いおつき合いといひますか、そういう因縁、それから、ここで即位の儀があつたというようなことから、そういうことを十分経過として申し継ぎをいたしまして、さらに、地元の皆さんの要望を十分検討をされて、さらに、公的なものとして十分考えてほしいというような要望と申しますか、希望は当然その過程の中でつけることだと存じます。そういうふうに取り扱いたいと思つております。

○中略委員 これで終わりますが、そちらの方には決議文がまだ行つていないというお話なので、こちらにありますが、きょうにでもお渡ししますけれども、私どもの方の二名の議員を含めて、全員の議員が連署をした町議会の決議になっております。昨年の十二月二十四日に決議されたもので、町長もまだ跡地の計画については具体的に提出をいたしませんけれども、払い下げということもありまして、できたら国の方が所有をしたままで、有効に地元へ貸していただいで使用したい。私も現場に入らしていただいで見ましたけれども、自然も非常に残されたところですから、あれが壊されるということになると、どういふ利用でも大変だと思ひますし、隣接して御用邸がまた再建されているわけですから、一般財産と同じような形で今度大蔵省が跡を扱われるということになると大変なことだと思ひますので、十分地元

の意思も尊重していただいて、最初のお約束のように、そういうことで地元のために有効に——いま維持するだけでも大変なんですね。地元の方がみんな勤労奉仕で草刈りなんかやっておられるんですよ。そういう意味では、そういう皆さんの意思にふさわしい方法でひとつ活用させていただけるように、いずれ皇室財産から大蔵省の方に一度移るのだと思うのですが、その際に、いまお話しのように、宮内庁の方からもその経過については大蔵省に十分意思が伝わるような形でお願いをしたいということを重ねてお願いしておきたいのです。一時、民間のデベロッパの話もあったんですが、そういうことがうまく出たのですが、そういう開発ということになりますと大変なことになると思いますから、その面はぜひとも、いま地元のこうした満場一致の超党派の決議もあるものですから、その意思に沿ってひとつ活用できるように、大蔵省とも十分話をしていただきたいということを重ねてお願いをして、御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○富田説明員 ただいまの御要望、御意見を十分踏まえまして、地元の方々のいわばお役に立つように、また公共的な性格を保存できるようにという私どもの希望、意見を十分大蔵当局にその時点においてお伝えをしたいと思っております。

○中路委員 終わります。

○塚原委員長代理 上田卓三君。

○上田(卓)委員 引き続き御質問申し上げたいと思います。

文部省の方がお見えでございますので、靖国神社及び神社神道に属する各神社は、戦後のいづれ宗教法人法によって登録されたのか、その点をお答えください。

○安藤説明員 お答え申し上げます。

戦後、宗教法人令がまず出まして、それに基づきまして昭和二十一年に大方の神社が法人格を所有するに至ったわけでございますが、靖国神社は、昭和二十一年七月二十三日に宗教法人として設立されております。その後、宗教法人法が施行され

まして以降、昭和二十七年の九月五日付をもちまして、宗教法人法による宗教法人として設立されたわけでございます。

○上田(卓)委員 靖国神社には、宗教法人法第二条に言う、宗教団体に値する礼拝の施設の数はどのくらいありますか。

○安藤説明員 数ということで数え上げるとかなりあるのでございますが、主たる施設は、本殿、拝殿、記念殿、社務所、神饌所、神門、手水舎等約十カ所ぐらいでございます。

○上田(卓)委員 鳥居が必ず神社神道であるかどうかという点につきましては、鳥居の場合でも鳥居を持っているところもありますので、必ず鳥居が神道の性格を持つということにはならないかと思ひます。

○上田(卓)委員 神社神道によるこの宗教的儀式、行事は、大体何種類ございましょうか。

○安藤説明員 すべての神社について共通のというのは、ただいまちょっと資料がございせんが、靖国神社につきましては、大きな行事といたしましては春季例大祭、みたま祭り、秋季例大祭それから靖国講社祭、こういったものがございまして、

○上田(卓)委員 そうすると、新年祭とか春と秋の例大祭は宗教行事ですね。

○安藤説明員 おっしゃるとおりでございます。

○上田(卓)委員 神社という名称からも、靖国神社が宗教団体であるということとは明白だ。また、宗教法人法によって登録されているということですから、宗教団体ですね、それを確認しておきます。

○安藤説明員 宗教団体であるという証明は、靖国神社が設立される際に、靖国神社の側から出ております。したがって、宗教団体であることに間違いございません。

○上田(卓)委員 これは、先ほども私申し上げたのですけれども、仏教あるいは神道各宗派がたくさんあるわけでございますけれども、とりわけ靖

国神社は、私から言いますと、宗教性は非常に強烈なものがあるわけでございますが、同時に、非常に偏狭性があるのではないかと、こういうふうにも思われるわけがございます。それは、特に第二次の世界大戦の犠牲者を一つとつてみても、それが明らかでありまして、たとえば広島原爆で亡くなった六十万人の広島市民、県民、あるいは日本の軍部にた二十万人の市民、県民、あるいは日本の軍部に駆り出されて、とうとう命を落としたところの台湾や朝鮮の人々、日本の侵略によって犠牲になった中国の約三百万人の人々に靖国神社は全く背を向けておる、こういう現実があるわけでございます。

そればかりか、何度も申し上げておりますように、この靖国神社はいわゆる天皇を押し立てて戦争を起こしたいわゆる戦争犯罪人である、張本人そのものである、こう言わなければならぬわけでございます。そういう戦争犯罪人、張本人としての、そういう一番活躍したところの、中心的活躍をしたところの軍人や軍属を祭っておる、こういうことでございまして、そういう点で、それが靖国神社の教義だと言えどもそれまででございますけれども、やはりそういう性格だと私は認識しておるわけでございますが、あなた方は一体どのように認識されておるのか。私がいま言った事柄について否定される部分があれば、ひとつ否定していただいて結構だ、こういうふうに思ひます。

○安藤説明員 個々の宗教法人の教義の中心にまて立ち入ることは宗教法人法上行政機関に許されておられませんので、中身の点につきましてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○上田(卓)委員 先ほども私が申し上げたように、広島とか長崎とか、あるいは日本の軍部によって駆り出されたところの台湾人とか朝鮮の人々とか、あるいは中国の人々とか、そういう人々の霊を祭るといふことにはなつてないですね。それだけ答えてください。

○安藤説明員 靖国神社における合祀の対象の中に長崎、広島等の戦没者が入っておるかという御

質問でございますが、私どもが調査したところでは、それは入っておらないというふうに聞いております。

○上田(卓)委員 天皇は皇居の堀を越えたすぐ隣にありまして、千鳥ヶ淵墓苑にこれまで幾度足を運ばれ、多くの戦死者の追悼をされたことがあるか、具体的にひとつお答えをいただきたい、このように思ひます。

○富田説明員 千鳥ヶ淵戦没者墓苑は昭和三十四年の春にあの地に竣工され、それから春夏のお祭りが行われていると承知をいたしております。春の祭りは厚生省が主催をし、秋の祭りは墓苑奉仕会、こういう形で行われておるよう承知をいたしておりますが、天皇皇后両陛下は今日まで竣工追悼式の折から去る五十年の十一月の間、合わせまして四回お参りでございます。皇族は、皇族同士で必ず春、秋のどちらかに出ようというふうなお話し合いもあるようでございまして、今日まで通じまして三十三回出ておられます。そういう状況でございます。

○上田(卓)委員 三十三回ということでございますけれども、われわれ国民の目から見れば、何か天皇家は靖国神社というものを中心に置いて

本当にそういう戦犯を除くところのすべての戦没者に対して平等に追悼するということが大事ではないか、そのことが第二次世界大戦を深く反省する具体的な行動ではなからうか、私はこういうふうな考えをもち、また、そのことが天皇の義務であつてしかるべきではなからうか。天皇のもとにおいて多くの犠牲者が出ておるわけでございますが、何も靖国神社に祭られておる魂だけが戦で戦没者ではない。いんや、あえて言うならば、そういうところに祭られておる人こそが戦争の張本人といひますか、犯罪者と言つてもいいような状況にあるのではないかと、決して英雄視されるべき問題ではない、こういうふうに考えておるわけでございます。そういう意味では、天皇だけじゃなしに、政府の要人、総理大臣においても、公人、私人を問わずそういう差別のない行動が

時間の関係もございますので、次の点に移らしていただきます。

元号にも絡んでまいるわけでございますけれども、たとえば天皇の即位とかあるいは御喪儀というものがあるわけでございます。これらの方法については国会の議を経て行わなければならないこととは私は当然のことだろう、こういうように思うわけでございます。そのことは同時に、わが国においては少なくとも近代国家にふさわしい非宗教的な形をとる必要が絶対ある、こういうように思っておりますわけでございます。もしも古い形式を

踐祚から喪儀、即位礼から大嘗祭までおよそ二年間にわたつて六十以上の儀式が積み重ねられなければならない、こういうことが先般の国会でも明らかになつておるわけでございます。一九七八年の十一月に宮内庁はこれらの主要儀式をメモの形で明らかにされておるわけでございますが、従来の規模で行つたときの費用も計算しているのかどうか。そういう点の詳細についてお聞かせいただきたいし、また、現在の皇室予算の何倍ぐらいの予算が實際要るのかということにつきましてもお聞かせいただきたいと思います、こういうように思います。

要するに、国会での議を経ることもなくこれらが決められないということは当然のことではないか、こういうように思っております。そこで、これらの行事の決定の際の基準が非宗教的、非政治的、非党派的なもの、すなわち憲法の枠内に置かれなければならないということは当然であります。この点について、基準も含めてひとつ明確にお答えをいただきます。このように思います。

○富田説明員 皇室典範の二十四条、二十五条に大喪の礼並びに即位の礼のことについて規定がありますが、そういう事態が生じた場合の事

柄については、研究すべきものは研究を進めておるといふのが現状でございます。その際に、皇室典範に規定しましたいわゆる礼という、これは新しく即位をされた天皇が前代の天皇の御喪儀をとり行われ、またみずからの即位の礼を行われる、こういうことになるわけでございますが、これは当然天皇が憲法の七条に規定しております国事行為の儀礼として行われる行為でございます。したがって、これは当然憲法の趣旨、条章をきちんとして、守った形において行われるべき事柄でございます。したがって、そういうものの中に古来の伝統ある文化的なにおいというようなものをどう残すべきかというようなことは、これは工夫の仕方であろうかと思いますが、大きな枠は、そういういま申した枠の中で考えられることだと存じます。しかし、そのほかに皇室独自の、各家庭でもございますような事柄がございます。これはいわゆる国の行事ではなくて、皇室の独自の行事として考えらるべきものがあるわけでございます。これもいまだどういふうにいたすべきか、いろいろな時代の推移もございますから、そういうことを十分しんしゃくしつつ研究を続けておるところでございます。

費用の点について何かお尋ねがあつたように存じました。これは前のときの例しかないわけでございますけれども、大正天皇の大喪の際の大喪費予算総額というのが昭和元年十二月二十九日の官報に載つておるわけでございまして、これが二百九十八万九千五百五十一円というふうに記載をされております。ただ、これはいまだうなんだ、こうもし仰せがありますと非常にむずかしいのでございまして、この中にはいわゆるいまで申します警察所用の経費、それから当時の儀仗、それから若干の賞じゆつというようなものも含まれておりまして、小さな解説みたいなものが残つて、これは明確じゃないんですが、たしか大蔵省の資料からだったかと存じます、実際に直接費というのは半分だろう、こういうあれがあります。それからいままの今上陛下の御即位の際における大礼費総額は

千二十四万八千九百一十円、こうなっております、これもいま申ししたようなもの、さらには當時のことでございますから、観艦式とかそういうような費用までも含んでおるようにも見える経費でございますが、内容の詳細はちよつとわかりかねます。

○上田(卓)委員　まだ質問したいことがあるんですけど、大分時間も経過したようでございますので、これでもって終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○木野委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前
十時理事会、十時三十分から委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十二分散會

